

令和3年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和3年2月26日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

18番 出口 治男	19番 原田 定信
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 春木 尚登	教育長 高田 稔
企画総務部長 野崎 圭二	市民部長 矢田 正和
健康福祉部長 妹尾 浩子	産業経済部長 岩佐 賢二
建設部長 川野 一郎	水道部長 藤野 芳大
会計管理者 藤川 靖人	教育部長 阿部 仁子
危機管理局長 吉川 和宏	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 大森 章司	健康福祉部次長 稲井 誠司
産業経済部次長 森 克彦	建設部次長 高田 敬二
教育部次長 森北 博文	教育部次長 森友 邦明
吉野支所長 石川 久	土成支所長 伊坂 好史
農業委員会事務局長 岩野 竜文	監査事務局長 寺井 加代子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 笠井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 2 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）について

日程第 3 議案第 3 号 令和 2 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 4 議案第 4 号 令和 2 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 5 議案第 5 号 令和 3 年度阿波市一般会計予算について

日程第 6 議案第 6 号 令和 3 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 7 議案第 7 号 令和 3 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 8 号 令和 3 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 9 号 令和 3 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 10 議案第 10 号 令和 3 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 11 議案第 11 号 令和 3 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 12 議案第 12 号 令和 3 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 13 議案第 13 号 阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 14 議案第 14 号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について

日程第 15 議案第 15 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 16 議案第 16 号 阿波市介護保険条例の一部改正について

日程第 17 議案第 17 号 阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 18 議案第 18 号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 19 議案第 19 号 阿波市立幼保連携型大俣認定こども園の開園等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 阿波市農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 阿波市公民館条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 市場北洲集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 市場中央第 1 集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 市場田洲集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 4 0 号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 4 1 号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 4 2 号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 4 3 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 4 4 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 4 5 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 4 6 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 4 7 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について

- 日程第 4 8 議案第 4 8 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 4 9 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議案第 5 0 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議案第 5 1 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 5 2 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 3 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 4 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 5 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 6 議案第 5 6 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 7 議案第 5 7 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 8 議案第 5 8 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 9 議案第 5 9 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 0 議案第 6 0 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 1 議案第 6 1 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 2 議案第 6 2 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 3 議案第 6 3 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について
- 日程第 6 4 議案第 6 4 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 6 5 議案第 6 5 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 6 6 議案第 6 6 号 阿北環境整備組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について

(日程第 2 ～日程第 6 6 質疑・付託)

- 追加日程第 1 議案第 6 7 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算 (第 1 1 号) について
- 追加日程第 2 議案第 6 8 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(追加日程第1～追加日程第2 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日、午前9時より議会運営委員会が開かれておりますので、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長阿部雅志君。

○議会運営委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和3年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、本日2月26日午前9時から委員会室において、正副議長及び委員8名出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本日、議案第67号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第11号）について及び議案第68号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての追加議案の説明を行い、その後、議案に対しての質疑、各委員会への付託を予定をしております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長（松村幸治君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、4番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

4番坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） おはようございます。

議席番号4番坂東重夫、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

最初に、今月13日に発生しました福島県沖を震源とした地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、最初の質問。

指定管理者制度並びに民間活力の導入についてであります。

私の質問であります指定管理者制度は、平成15年9月の地方自治法改正により創設された制度で、地方公共団体により指定された指定管理者が公の施設、教育、文化施設や体育施設等の管理運営を担うことができる制度であります。

公の施設の管理運営に民間の経営手法やノウハウを活用することにより、サービスの向上と経費の削減を図り、多様化する市民のニーズに効果的かつ効率的に対応することを目的としております。

また、市民が地域の施設の管理運営に主体的に参画することが期待できるほか、行政にとっては市民サービスの向上と経費削減といった相乗効果が生まれるものと思っております。

昨年2月に策定した第4次阿波市行財政改革大綱、令和2年度から令和6年度までの5年間においても、民間委託、指定管理者制度の導入や民間移管が可能であるか再検討し、民間の技術力、専門性を活用したほうが、効果的、効率的に目標を達成できるものについては民間活力の導入を図るとしております。

また、阿波市は、平成18年4月から指定管理者制度の導入を図っており、前回の定例会、令和2年第4回阿波市議会定例会において、阿波市立図書館と土成健康センター御所の郷、土柱休養村センター土柱の湯、市場高齢者共同生活施設が議案として提案され、可決されたところであります。

このように、現在多様な公共施設67施設が運用されており、阿波市指定管理者制度運用ガイドラインにより、指定期間、指定要件、また次年度に前年度のモニタリングを実施し、その結果を公表しております。

市においては、ガイドラインの見直しも適宜行っているようではありますが、今後民間活力の導入拡大を実施するのであれば、利用者等のため、もう一度ガイドラインの総点検を実施してみてはどうでしょうか。

それでは、質問に移ります。

1点目の制度運用の現状について、また2点目の運営ガイドラインの見直しについて、野崎企画総務部長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） おはようございます。

坂東議員の一般質問1問目、指定管理者制度並びに民間活力の導入についての1点目、

制度運用の現状についてと、2点目、運営ガイドラインの見直しについて、順次答弁をさせていただきます。

指定管理者制度の運用の現状でございますが、先ほど坂東議員がお話のとおり、指定管理者制度は公の施設の管理運営について、民間企業や各種団体のノウハウを活用し、市民サービスの向上と効率的かつ効果的な施設の運営管理を目的としたもので、平成15年9月の改正地方自治法の施行に伴う制度であり、本市においては、平成18年4月から阿波市指定管理者制度運営ガイドラインを定め、その制度の導入を行っております。

具体的には、現在阿波市ケーブルネットワーク施設（ACN）、阿波市交流防災拠点施設アエルワをはじめ、阿波市立図書館や放課後児童クラブ等、67施設で指定管理者制度を活用しており、今年度におきましては、48施設について運営ガイドラインに基づき、指定管理者制度選定委員会を開催し、公募基準や公募の場合の選考基準を決定の上、指定管理者制度における候補者を選定いたしました。

手続的には、その後、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決をいただき、指定管理者が定められた期間、施設の管理運営を実施することとなりました。

指定管理者制度においては、指定管理者が公共施設の管理運営をするため、市民サービスに直結することとなりますが、一方で市民一人一人が指定管理者の業務をチェックすることができないことから、公共施設の設置者である本市が厳正にモニタリングを実施することは大変重要であります。

専門的分野を有する施設等の指定管理者の選定に当たっては、専門委員によるご意見をいただくことが、公平、また適正な選定につながると考え、専門委員に参画していただくことで課題解決を図っております。

次に、2点目の運営ガイドラインの見直しについてのご質問について答弁をさせていただきます。

運営ガイドラインの見直しについてでございますが、指定管理者制度において、市民サービスのさらなる向上と効率的な施設運営を図るためには、その運用の実態を踏まえ、制度の中でも重要な、毎年、前年度決算後に実施しているモニタリングの結果や公表方法等を適宜見直し、運営ガイドラインへ反映させていくべきものと考えております。

今後も、運営ガイドラインについて、市民のニーズや社会情勢の変化等も注視しつつ、これまでの本制度の導入、運用経験から得たノウハウを活用し、見直しの検討を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

現在、阿波市の指定管理者制度の運用はガイドラインに基づき、適正に執行がなされていると感じました。しかしながら、今後合併に係る財政支援措置も縮減、また皆減する普通交付税の一本算定、コロナ禍の終息の想定が立たない世界情勢の中、行財政改革を推進する上で、まだ検討、検証していく必要があるようにも感じます。

それでは、再問いたします。

3点目の指定管理者制度並びに民間活力の導入について、野崎企画総務部長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 坂東議員の再問、指定管理者制度並びに民間活力の導入について答弁させていただきます。

坂東議員のご質問のとおり、今後本市の財政を取り巻く情勢は、市町村合併に係る財政支援措置が年々減少しており、厳しいものが想定されます。

令和2年2月に策定いたしました令和2年度から令和6年度までの5年間の第4次阿波市行財政改革大綱の中の具体的施策にも、持続可能な財政基盤の確立として、指定管理者制度も含んだ民間活力の導入が明記されております。

具体的には、民間活力の導入については、今年度から子育て支援の充実を図るべく、民間の力を活用した特色ある教育、保育、子育て支援を提供するため、民間経営の4か所の認定こども園を開園しております。

また、事務事業への民間活力の事例といたしましては、平成26年1月より水道の窓口受付業務、料金徴収業務等の業務を外部委託するなど、事務事業への民間活力の導入も図っているところであります。

本市における指定管理者制度並びに民間活力の導入は重要なことだと認識しており、現在の業務において、先進地の事例や類似団体等を参考に、またメリット、デメリットを調査研究し、民間委託、新たな指定管理者制度の導入や民間移管が可能であるか等を市民サービスのさらなる向上のために検討する必要があります。

今後、数ある公共施設等の最適配置にも配慮し、市議会、また関係する市民の皆様の声を聞きながら、新たな指定管理者制度や民間活力の導入を着実に推進するよう努めてまい

りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

ただいま野崎企画総務部長が答弁されたように、阿波市の様々な公共施設を利用する方の目線で、公共施設でありますから、法や一定のルールの中で、また公共施設のマネジメントも進めながら、魅力ある町の施設としての管理運営を要望して、この質問を終わります。

次に、平成の大合併についてであります。

私の2つ目の質問であります平成の大合併につきましては、平成31年第1回阿波市議会定例会における一般質問において、同趣旨の内容が松村議長より質問をされております。

さて、来月をもって本市も阿波市となり、はや16年となります。人口減少、少子・高齢化等の社会経済情勢の変化や、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、全国的に市町村合併が積極的に推進されました。

全国的に、平成11年度から平成21年度までの10年間で、市町村の数が3,232から1,730と、約53.5%となっており、現在も約1,720弱と、先ほど申し上げた10年間で平成の大合併は一段落しております。

徳島県においても、地域の将来を見据え、財政、歳出の削減や職員の能力向上などの合併効果を期待して合併の協議が活発に行われ、平成16年9月までは県内50市町村、4市38町8村あった自治体数が、現在24市町村、8市15町1村となっております。

先ほども申し上げましたが、当時全国的に過疎化や少子・高齢化、人口減少の進行など、厳しい社会情勢の中で、将来にわたる地域の持続的な発展を確保していくために避けて通れない課題であり、本市におきましても旧4町で様々な議論が行われ、市の将来を真剣に考えた上での前向きな決断であったと考えております。

合併のメリットやデメリットはそれぞれあるわけでありまして、阿波市におきましては、行財政基盤が強化されたこと、そして災害時の応援体制や施設整備、さらには合併特例債等を活用した様々なインフラ整備、そのほかそれぞれの町が持つ豊かな自然、伝統や文化、交付税、質の高い農林水産業などの多様な資源を有する町に生まれ変わることができ、地域としての魅力が高まったと感じております。ですから、私は市町村合併は目的で

はなく手法であり、市町村合併後、どのようにメリット、デメリットがあったかを検証し、今後にどう生かしていくかが重要かと考えます。

それでは、質問に移ります。

1 点目の合併後の当初予算の特徴並びに検証について、野崎企画総務部長にお尋ねします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 坂東議員の一般質問の2問目、平成の大合併についての1問目、合併後の当初予算の特徴並びに検証について答弁をさせていただきます。

国や県においては、合併する市町村を支援するため、普通交付税の合併算定替えや合併特例債をはじめとする手厚い財政支援策を準備し、阿波市においてもその支援を受けてまいりました。

特に、合併特例債については、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う事業、合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業などに充当でき、元利償還金の7割が普通交付税で措置される、合併市町村にとっては有利な財源でございます。

この合併特例債を活用した事業は、平成18年度以降、毎年当初予算において計上されており、平成18年度、19年度にはケーブルテレビ整備事業、平成24年度から平成26年度までは庁舎及び交流防災拠点施設建設事業、学校給食センター建設事業、平成27年度は上水道出資金、平成28年度は市場中学校体育館改築事業、令和元年度は認定こども園整備事業をはじめ、旧阿波庁舎利活用事業、土成図書館、公民館改築事業などに充当しております。

一方、決算終了後には、前年度に執行した事業を目的別、性質別に分類後、財源内訳を確認し、基金の積立状況や借り入れた地方債の現在高などから決算分析を行ったり、中期財政計画などの将来推計を行ったりしております。

また、取り組んできた事務事業については、必要性、有効性などの観点から複数回評価を行い、行政評価として公表しているほか、総合戦略や行財政改革については外部評価を行い、次年度以降の事務事業、また当初予算編成に反映させているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

当初予算規模において、その当時の本市の状況がよく分かりました。

合併による様々な財政措置を有効活用しながら、当時の緊急性や重要性を鑑み、政策執行していくことにより、現在の本市の比較的健全な財政状況が維持できており、評価したいと思います。

それでは、再問いたします。

本年度をもって、普通交付税の合併算定による加算措置もなくなり、合併特例債の活用は上限はあるものの、あと5年間です。

そこで、2点目の課題と行財政基盤について並びに3点目の市民への検証結果を公表してはどうかについて、町田副市長にお尋ねします。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の2問目、平成の大合併について再問を2点いただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、課題と行財政基盤についてであります。一番の課題は議員も言われましたように、今年度で終了する普通交付税の合併算定替え、また令和7年度まで活用できますが、合併特例債も7年度で終了すると、こういった手厚い財政支援措置が順次終了するため、投資的経費の見直しや経常経費の削減が求められます。

また、具体的には、財政指標で申しますと、令和元年度決算におきまして、財政の弾力性を示します経常収支比率が前年度に比べまして1.1%増加の92.9%、また実質公債費比率が0.5%増の8.3%と想定範囲ではあるものの、悪化の兆候も見えるようになってまいりました。

加えて、課題といたしまして、少子・高齢化や人口減少、また新型コロナウイルス感染症による税収の減少、保育所、幼稚園の無償化、また生活保護費などの社会保障関係経費の増大、過去に建設された公共施設の老朽化対策、そして激甚化する自然災害に対する防災への備えなど、課題は山積しております。

こういったことで、市町村合併により行財政基盤が強化はされておりますが、第4次阿波市行財政改革大綱、また行財政改革推進プランに掲げました方針に基づき、ふるさと納税の活用、未利用財産の貸付けなど、自主財源の確保を図り、不要不急の事業見直しを行うなど、慎重な財政運営に努めていく必要があると感じております。

そして、次の3点目でございますが、市民へ検証結果を公表してはどうかについてに答弁させていただきます。

これにつきましては、全国のいろんな団体におきまして市町村合併の検証が行われております。その意義といたしましては、市町村合併によってもたらされた効果、変化、課題などを分析することでその効果を継続させるとともに、課題への対処方法を検討し、今後のまちづくりに生かす、こういったことで議員が申しました市町村合併の検証は本市にとりまして非常に重要なことだと認識をしております。

市町村合併の検証に当たっては、財政的な観点からはもちろん、行政体制、社会資本整備など多種多様でありますので、検証結果については内部で活用することはもとより、市民の皆様に周知すべきものにつきましては分かりやすく整理するなど、市町村合併の検証に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

ただいま町田副市長が答弁されたように、阿波市の様々な行財政状況を市民の方にも分かりやすく公表しながら、市民参画の活力あるまちづくりに鋭意取り組んでいただき、市民が合併してよかったと言われるように頑張ってくださいと思います。

最後に、本年3月限りで定年退職される野崎企画総務部長、妹尾健康福祉部長、阿部教育部長、藤川会計管理者、4名の方々は長い間大変お疲れさまでした。今後は、お体には気をつけ、ますますのご発展とご活躍をお祈り申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで4番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

2番北上正弘君。

○2番（北上正弘君） マスクを外させていただきます。

ただいまより令和3年第1回阿波市議会定例会の一般質問を始めさせていただきます。

議席番号2番北上正弘でございます。

通告してあった質問内容は、大枠で2件。

1点目は、市内外へのさらなる情報発信の方法についてと、2番目、教育振興計画についての2問でございます。

まず初めに、市内外へのさらなる情報発信の方法についてでございます。

行政が担う情報発信には様々な内容があります。公平公正、正確性、迅速性など、どれも行政に向けられた信頼の根拠であるとも言えます。また、市民にも様々な年齢層や個々の考え方があり、興味や関心も異なります。そのため、地方公共団体として、民間のチラシや広告と違った公平性、公共性が求められます。

市民が必要な情報を手に入れられず戸惑うようなことは行政として避けなければなりません。地域のイベントのようなものから災害時の避難情報、また重要な行政情報、多種多様で市民が必要としている情報を確実に届けて有効に活用してもらわなければなりません。

先日、新聞の記事で愛媛県の八幡浜市では、スマートフォンとかの携帯電話で無料通信アプリLINEを活用し、例えば道路の損傷、穴や亀裂が入っているとか、公園の不具合、遊具が壊れているなどを発見した場合、あらかじめ市の公式アカウントを友達登録することで、迅速に修繕対応ができると記事に書いてありました。ほかの市町村も調べてみますと、大阪の摂津市も同様の取組で活用していることが分かりました。

このように、様々なソーシャルメディア、SNSなどを利活用し、迅速な情報収集を行うことで、よりよいまちづくり、よりよい情報発信に貢献できるのではないかと思います。しかしながら、そういった良い点だけでなく、情報漏えいや悪質な書き込みなど、危険性を秘めているのは確かです。

そこで、今回の質問であります。

市内外への情報発信の方法として、現在どのような伝達手段があるのかについてと現在の課題と対応策につきまして、併せてご答弁をお伺いします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 北上議員の一般質問1問目、市内外へのさらなる情報発信の方法について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の市内外への情報発信の方法として、現在どのような伝達手段があるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、情報通信技術の目覚ましい発展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレッ

ト端末だけでなく、I o Tと呼ばれる身の回りのあらゆるものからインターネットにつながり、場所や時間を選ぶことなく、必要な情報を瞬時に得ることができる時代となってきております。

本市でも、市町村合併時の平成17年度から19年度にかけて、自前の光ファイバー網を整備後、阿波市ケーブルネットワークを開局し、テレビ地上波のほか、自主放送を放映し、タイムリーな市民向けの番組やイベントなど、多様なコンテンツを配信しております。また、市内約92%の家庭には音声告知機を設置し、行政情報や緊急情報など、市民の皆様に向け必要な情報を提供しております。

さらに、市のホームページ上においては、市民生活に関わる様々な情報を掲載し、お問合せメールでは市民の皆様方の意見を随時受け付けております。一方、紙媒体では広報阿波を発行しており、パソコンなどの端末操作が苦手な方やスマートフォンなどの通信媒体をお持ちでない方でも行政情報などが確認できるよう、毎月1回、全てのご家庭に配布しております。

次に、2点目の現在の課題と対応策はのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど、1点目でも答弁をさせていただきましたように、通信手段の多様化によりまして、市民生活が便利なものへと変革してきたと認識しております。

特に、災害時には、本市ケーブルテレビや音声告知機による情報提供を行うことで、市民の皆様のお安全確保や不安の解消が図られ、安全・安心なまちづくりにつながるものと考えております。しかしながら、ケーブルテレビや音声告知機による情報提供は、行政側からの一方向の情報発信となりがちであるという課題を認識しており、この課題を解決するためにICT技術を活用した様々な手法について研究してまいりたいと考えております。

具体的な方法として一例挙げてみますと、ホームページや広報紙上にキーワードやQRコードを示し、パソコンやスマートフォンから検索することで、迅速で的確な情報が取得できます。さらに、SNSを活用し、登録された利用者同士が交流できるフェイスブックやツイッターなどのアプリを用い、セキュリティーを確保しながら、市民、地域の企業等による情報共有、コミュニティの活性化や意見や提案などの収集、行政への参画推進といったような双方向性を生かすことも重要です。

これらのことから、本市といたしましては、これまでの災害時にしっかりと機能する情報提供を維持しつつ、一方でSNSなどICT技術を有効に用い、今後も市民の皆様にとって分かりやすく正確な情報提供ができるよう図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 大変詳細にご答弁いただきましてありがとうございます。

戦略的な情報発信とは、端的に言えば効果的情報発信であると思います。情報を伝達した効果として、市民や関係者の行動が促進されたり考え方が変わったり、さらなる活動のきっかけとなるような情報でなければならないと考えます。そのためには、情報発信に順番をつけたり、種類を変えたり、方法を増やしたり、様々な工夫をすることで効果的に情報発信が行えると考えます。

昨年から続いていますコロナ禍において、昨年9月に菅政権が発足し、新型コロナウイルス感染症の早期の終息に向け、ワクチン接種の実施が一部関係者からではありますが、順次開始されております。

そのような中、政府の肝煎り政策と言われておりますデジタル庁についてですが、今年の9月の創設に向け、国では着々と準備が進められていると言われております。

菅総理は、役所に行かずともあらゆる手続きができる、地方にいながら都会と同じような生活ができる、こうした社会の実現を目指し、官、民のデジタル化を加速していく。そのために、行政の縦割りを打破して、大胆に規制改革を断行する突破口としてデジタル庁を創設し、社会全体のデジタル化に責任を持って取り組むと表明しております。

その上で、行政手段や教育、医療等に関する従来のアナログ政策がコロナ禍では機能しなかったことから、デジタル化を鍵とした行政の改革と効率化を推進することが極めて重要な判断であると言われておりますが、その反面、政府がどこまで実質的に決まっているのか今のところ見えない、デジタル化にすることで情報が露出するリスクをどこまで抑え込めるのかなどといった慎重論も出ていると聞いています。

しかしながら、本市におきましても、行政で決められたことだから、昔からやってきたからを理由に変革しないことを選ぶのではなく、持続可能な地域を実現するための必要な基盤を準備するなど、市民主体の行政サービスを考えることが大切だと思います。

今年9月に予定どおりデジタル庁が創設したとして、それから各地方がデジタル化を始めるより、阿波市としてはいつでも受け入れられる体制を組むなどの準備が大事だと思います。デジタル化によって、今まで以上に適切な業務効率化になることを考えた上で、デジタル化に係る全ての業務に総合的に取り組まなければならないということを組織の中で共通認識を持ち、同時に積極的に市民から要望を上げていただく環境づくりも必要です。

そして、職員一人一人が地域を好きになり、好きな地域がどうやったらデジタル技術でよくなるのかを日頃から考えた上で、行政が持続可能な社会発展のため、また市民の要請に柔軟に対応していくことなどが、将来の阿波市に必要な課題事業だと考えます。

そこで、再問として、国ではデジタル庁を創設すると言われていますが、本市での準備について、このことについて町田副市長よりご答弁いただけたらと思います。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 北上議員の再問に答弁させていただきます。

国では、デジタル庁を創設すると言われていますが、本市の準備についての質問と思いますが、北上議員の質問にもありましたように、国におきましては本年の9月1日にデジタル庁設置に向け、現在急ピッチで準備を進めていると報道されております。

このことを受け、本市といたしましても、こうした国の方針に沿った対応を行う必要があると考えております。本市では、行政のデジタル化に対する考え方といたしまして、現在国においては専門家や有識者で検討がなされておりますが、地方自治体ではA Iやビッグデータを活用し、行政の効率化、市民サービスの向上に生かしていきたいと考えております。

具体的には、5 GやI C T技術等を活用し、議員のご質問にもありましたように、S N Sを用いた行政サービスの提供やD X（デジタルトランスフォーメーション）に基づいて、住民記録、税、福祉等の基幹システムを近隣自治体と共同していくことが必要だと考えております。さらには、デジタル化について目に見える効果を実感するためには、担当部署等の設置の検討や、デジタル分野に秀でた職員を確保することも必要になってきます。

今後、デジタル化に対応するためには、個々の自治体の方策を推進するとともに、国や県の動向に注視しながら、対応に遅れることなく、スピード感を持ってしっかりと準備していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 町田副市長より答弁をいただきました。

本市において、時代の流れを十二分に酌み取ったデジタルの未来が開ける前向きな答弁でした。

現在、国において具体的な方向性が見えにくい部分もありますが、国、県から発信され

る情報にスピード感を持って対応していただき、先ほどの町田副市長の答弁の中で5Gに触れていましたが、現在阿波市は5Gエリア外であり、全国的には9月、デジタル庁創設に向け、5Gエリア拡大の方向に進んでいくと予想されますが、まずは阿波市に5Gをとのエリア拡大に向けた働きかけが必要だと思います。ぜひ、本市の活性化に寄与するようなハード面、ソフト面、市民目線に立った取組をしていただきたいと思います。

市民目線と言えば、前回の市議会定例会にて、私の一般質問の一つにお悔やみコーナーの窓口設置の提案をさせていただきました。既に、阿波市では、ワンストップ窓口のサービスができていて少しびっくりしたところもありますが、私の提案の中で、電話予約すればあらかじめ関係書類が準備でき、時間短縮、負担軽減につながるのではないかという提案もさせていただき、今年4月から電話予約の項目が追記されることを町田副市長より聞いております。より一層のサービス向上につながると期待しております。そういった内容を広報阿波やACN等で、市民が分かりやすい情報発信をしていただくように重ねてお願い申し上げます。

これで、この質問は終わります。

続きまして、大枠の2問目、教育振興計画についてを質問いたします。

今、市議会定例会において、令和3年度阿波市一般会計当初予算案が提出されております。本市においても、新型コロナウイルス感染症が1年を経過して、ワクチン接種が開始されていますが、終息の気配の見えない中、国、県と歩調を合わせながら、また阿波市の地域性も鑑みながら、コロナ対策費を計上されております。

それと、阿波市の3本柱であります安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、そして子育て応援のまちづくりを中心に予算編成がなされております。また、昨今の急速に進行する国難とも言える少子・高齢化への対応、老朽化が進む公共施設、道路や橋といった社会資本整備、コロナ禍で行政の浮き彫りになった問題のデジタル化、オンライン化など、様々な課題があります。

しかし、中でも教育というのは、将来の阿波市、または日本を担う子どもたちのため、非常に重要であると考えております。阿波市教育の充実こそ阿波市の活性化、まちづくりに直接的、また間接的に大きく貢献するものと考えます。その関連である本市の実情に合った教育施策を効果的に実施していくため、これまでの成果を踏まえ、阿波市第2次教育振興計画が今年3月末に策定されると伺っております。

教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する

施策の総合的、計画的な推進を図るため策定された計画で、国では平成20年7月に教育振興基本計画が策定され、平成25年6月には第2期教育振興基本計画が作成されました。阿波市を含めた地方公共団体は、その計画を参考に、その地域の実情に応じ、教育のための施策に関し、基本的な計画の策定が努力義務とされています。

阿波市は、国の方針のもと、平成23年3月に第1次教育振興計画を策定し、前期5年間、後期5年間、合わせて10年間をこの第1次教育振興計画として、教育行政の推進に取り組んできたことと思います。

そして、今回の質問として、第1次教育振興計画の10年間を振り返り、その検証と成果についてお聞きいたします。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 北上議員の一般質問の1問目、教育振興計画についての1点目、第1次教育振興計画の検証及び成果についてのご質問に答弁させていただきます。

平成18年の教育基本法の改正に伴い、国には教育振興計画の策定が義務づけられ、また地方公共団体においても、国や県の計画を参考にした上で、地域の実情に応じた計画の策定が求められました。

阿波市教育委員会においても、当時の阿波市第1次総合計画に基づき、教育行政施策の指針として、平成23年3月に阿波市第1次教育振興計画を策定いたしました。この第1次教育振興計画では、未来をつくる力、たくましく生きる力、郷土を愛する心を育成することを基本理念とし、7つの教育目標と32の推進施策を定め、10年間、教育行政施策に取り組んできたところであります。

議員ご質問の第1次教育振興計画の検証及び成果についてですが、初めに学校教育に関しましては、教育内容の充実、学校施設の整備、学校給食の充実に取り組んでまいりました。

1点目の教育内容の充実については、知、徳、体の調和の取れた豊かな人間性を育み、生きる力を身につけた児童・生徒を育成する取組を進め、特に平成27年度からは市単独事業として、各学校に学力向上推進講師を配置し、チームティーチング指導や個別の指導を通して学力向上に努めているところであります。また、外国語教育については、他の市町村に先駆けて英語講師を配置し、英語活動を通して子どもたちが英語になれ親しみ、コミュニケーション能力を養う学習を行っております。

2点目の学校施設整備については、平成26年度末までに全ての小・中学校の校舎、屋

内運動場の耐震改修工事を完了させ、平成29年度には全校普通教室にエアコンを設置するとともに、令和元年度には市内全ての小・中学校校舎にエレベーターを完備するなど、教育環境の整備を図ってきております。

3点目の学校給食の充実については、平成27年4月に阿波市学校給食センターが完成いたしました。このことにより、市内全ての子どもたちに同じメニューの学校給食を提供することができ、食育や健康教育の推進に重要な役割を果たしております。また、本市の安全・安心な地場産農産物を学校給食に利用する取組も進め、地産地消率も目標値を達成しております。

次に、社会教育についてですが、生涯学習施設整備・機能強化、それとスポーツ振興・施設整備に重きを置き、計画の実施に努めてまいりました。

まず、生涯学習の施設整備・機能強化については、平成19年度からは阿波市図書館に指定管理者制度を導入し、住民サービスの向上と経済的合理性の向上に努めております。施設整備に関しましては、令和元年度には土成図書館、公民館と八幡公民館が完成し、今年度末には大俣公民館改築工事、久勝公民館改修工事が終了いたします。令和3年度以降においても、吉野笠井図書館、伊沢公民館、市場公民館の改修工事を年次的に進めていく予定でございます。今後も、快適で安心して利用できる施設整備を図ってまいります。

スポーツ振興・施設整備については、平成26年度から阿波シティマラソンを開催しております。この大会は、県下初の日本陸連公認のハーフマラソンとして、スポーツ振興の重要施策として位置づけられ、市民のみならず、県内外、多くの方々から好評をいただいております。このコロナが終息次第、次回の大会の開催を計画してまいります。

そのほか、社会教育施設の整備といたしましては、平成30年度には市場武道館の改修を行いました。また、令和元年度の阿波、市場テニスコートの改修では、膝や腰への負担が少なく排水性のよい人工クレイコートを取り入れ、利用者には高評価をいただいているところであります。今後とも、市民ニーズを把握し、計画的に整備、改修を行ってまいります。

このように、第1次教育振興計画の実施状況につきましては、それぞれの分野を検証した結果、一定以上の成果が得られたものと評価をいただいていると考えております。今後においても、阿波市の強みを生かした教育の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

詳しく、この10年間の取組の内容や成果をご答弁いただき、項目ごとに一定の成果を上げていることがよく分かりました。まさに、時代にそして阿波市に即した政策、施策、そしてその根幹には教育基本法があり、子育て応援のまちづくりに結びつく振興計画だったと思います。

そこで、再問として、この第1次教育振興計画における取組の成果や課題を踏まえ、第2次教育振興計画にどのように反映したのか、お聞きいたします。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 北上議員の再問、第2次教育振興計画にどのように反映したのかについて答弁させていただきます。

今年度、阿波市第1次教育振興計画の10年の計画期間が終了することから、第1次計画の成果と課題を踏まえつつ、未来を担う人材を育成するための今後講ずべき施策を検討してまいりました。

計画策定に当たっては、阿波市における最上位計画である第2次阿波市総合計画や第2次阿波市総合戦略をはじめ、阿波市教育大綱、第3期徳島県教育振興計画や教育関係法令との整合性も図りながら、これまでの実施事業を点検評価し、効果の上がったものについては本市教育の強みとして発展的に継承し、効果の出にくかったものについてはその課題を十分検証しながら、今日の実態、実情に応じた新たな取組として進めていくという計画にしております。

計画策定に先立ち、小学校5年生及び中学校2年生の保護者571名への学校教育へのアンケートや、一般市民1,000名を対象にした社会教育アンケート結果なども参考にし、去る令和3年2月19日に、教育関係者、各種関係団体の代表者で組織する第3回教育振興計画審議会で審議し、答申をいただきました。そして、この2月24日の第11回教育委員会定例会において、正式に決定となったところでございます。

この計画の柱となる教育理念は、未来をつくる力、たくましく生きる力、郷土を愛する心を育成するという第1次振興計画の理念を継承しつつ、子育てするなら阿波市のキャッチフレーズのもと、学び合う、深め合う、高め合う阿波市教育を目指すものとなっております。

子どもたちを取り巻く社会環境は変化が激しく、将来を予測することが困難な社会である中、誰一人取り残さない阿波市教育を目指し、この新しい第2次教育振興計画に基づ

き、未来の阿波市を担う人づくりを推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁いただきました。

近年、教育現場は大きく変わろうとしています。グローバル化が進み、人工知能やICTの活用、超スマート社会、Society 5.0の到来、また持続可能な開発目標、SDGsをはじめとして、社会の成長、発展など、激動の時代となってまいります。小学校、中学校全生徒に1人1台のタブレットの準備も進んでいます。

そのような中で、自ら考え、たくましく、自分らしく生き抜く、豊かで多様な人材育成ができるよう、中・長期的な視野を持ちながら、効果的な教育行政を進めていただきたいと思っております。

子どもの教育だけでなく、人生100年時代ということで、多様なライフスタイルに対応した生きがいづくりである余暇の活用、生涯スポーツ社会の実現など、生涯学習の分野においても大勢の市民が参加でき、充実感の持てるような効果的な施策や事業がなされるよう、今後十分検討していただきますようお願い申し上げます、私の全ての一般質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで2番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

5番藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 議席番号5番藤本功男です。一般質問、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の私の質問は、人口減少対策ということを男女の格差とまちづくりの魅力づくりを切り口に進めたいと思っております。

さて、今国難と呼ばれるものの一つに人口減少問題があります。

2014年、日本創成会議、いわゆる増田レポートというものが出されました。このレポ

ートによりますと、このまま人口減少を放置しますと、全国896の都市が消滅してしまう可能性があるという警告を出したわけです。そのときの第一要因として挙げましたが、出産の可能性の高い二十歳から39歳の女性人口でありました。

この増田レポートが発端になりまして、政府はまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、国会で地方創生関連2法が成立しました。今、阿波市が取り組んでいる総合戦略、これはここから出発している、このように理解しております。

ちょっと、1つ資料を持ってきました。こういうグラフです。（パネルを示す）

このグラフは、20歳から39歳の阿波市の女性人口、これの変化を表したものです。合併して以来、このように阿波市のいわゆる20歳から39歳の女性が減ってきているというものを指し示すものです。

具体的に申しますと、これ平成17年から昨年12月末までを表しておりますが、4,648人から3,015人、1,633人減っております。この今の減り方でございますが、全体としては14%減っておりますが、この年代の女性につきましては35%減っております。

それから、もう一つの数字148、（パネルを示す）これはもう皆さん新聞等も見てご存じだと思いますが、これは昨年度の阿波市の出生数です。阿波市では、合併以来300人からずっと200人台の子どもの出生数がありましたが、とうとう100人台となりました。この数字なんですけども約150人。阿波市は小学校が10校でありますので、6年後の小学校1年生は平均すると15人。今、35人学級云々と言われておりますが、阿波市では35人どころかもう複式学級が現れると、こういう状況であります。

あまり数字的なものばかりを出して申し訳ないんですが、この若い女性と子どもの数というのはやはりつながっているという認識でおりますし、かなり深刻な数字だと認識しております。

そこで、質問です。

若い女性、このときに年代に焦点を当てた女性の流出（人口減）をどのように捉えているのかについてお尋ねします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 藤本議員の一般質問1問目、多様性のあるまちづくりについてのご質問の若い女性の流出（人口減）をどのように捉えているのかについて答弁をさせていただきます。

令和元年度に改定した阿波市人口ビジョンでは、性別、年齢階級別の人口移動の最近の状況について分析しており、男女とも10歳代後半、20歳代前半の2階級で大幅な転出超過。一方、20歳代後半では転入超過となっております。主な要因といたしましては、高校や大学への進学に伴う市外への転出、大学等の卒業に伴う市内への転入の影響があると考えております。

また、将来人口推計では、2040年における徳島県内の全ての市町村で、20歳から39歳までの若年女性人口は減少すると推測されており、本市の減少率は0.57で県内24市町村で13番目となっております。

このことから、令和2年度から計画期間とする第2次阿波市総合戦略では、若者の定住や転出後のUターンにつながる取組を強化する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ただいま答弁でもありましたように、この若い女性の流出、人口減少ってというのは、どこの自治体でも大きな悩みの一つであります。今、減少率0.57とか、13番目という数字も出ました。この年代の女性、進学、就職、結婚など、なかなか田舎に若い女性が定着する要素が少ないというのもあります。

阿波市も、UIJターンなどで少しでも若者が帰り、人口減に歯止めをかける政策を行っております。工場誘致などによる働く場の確保、認定こども園の設置などによる子育て環境の整備、婚活による出会いの場づくりなどを進めてはおりますが、なかなか結果ということには結びつきにくいと理解しております。

では、女性が戻ってくるためには何が必要なのでしょうか。この点について、視点を男女の格差ということに目を転じてみます。家庭内における家事、育児、介護、DVの問題、職場における男女の正社員比率、つまり収入の問題、管理職の登用、重要な会合における女性比率、つまり女性の声の反映などに焦点を当てますと、やはり私たちの社会は男性優位という現実がはっきりしております。

例えば、阿波市の行政委員における女性委員の登用率は10%、審議会等は21%。今、防災が随分問われておりますが、この分野でも防災会議に女性はほとんどいません。私が所属している林小学校区の連合の本部役員も、残念ながら女性を確保できておりません。このように、非常に厳しい状態といたしまししょうか、ここ阿波市議会においても女性議員はゼロであります。

ここに阿波市が立てた男女共同参画基本計画、（男女共同参画基本計画を示す）これ第3次のものでありますが、ここにいろんなアンケート調査が記載されておりますが、そこにもやはりこの男女格差の実態、意識というのが如実に表れているということでございます。

若い女性を呼び込むためには、女性を重視した施策、男女格差の解消、女性活躍を促す制度、つまり言葉を換えると、多様性のあるまちづくりが必要なのではないかなと理解しておりますが。

そこで、再問として、女性が活躍できる多様性のあるまちづくりをどのように進めていくのか、お尋ねします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 藤本議員の一般質問の1問目、多様性のあるまちづくりについての再問、女性が活躍できる多様性のあるまちづくりをどのように進めていくのかについて答弁をさせていただきます。

県のv s 東京「とくしま回帰」総合戦略では、「全世代・全員活躍「ダイバーシティとくしま」の実現」を掲げ、管理職や起業を目指す女性などを対象に、県内大学と連携したウーマンビジネススクールや、農村地域を支える女性農業者の意欲を高めるため、女性リーダー育成研修会の開催など、女性の活躍の場を広げる施策を推進しています。

議員お話の女性が活躍できる多様性のあるまちづくりは重要な政策の一つと考えており、本市では若者の還流促進として、インターンシップの受入れや小学校でのふるさと教育など、本市の魅力に気づく機会の創出を図り、将来的な定住につながる取組を行っています。

また、まちづくりの観点からは、地域の課題に取り組む協働のまちづくりや、多様性のあるまちづくりが不可欠であることから、その活性化に貢献する活動を支援するため、阿波市元気なまちづくり活動支援事業補助金を平成26年度より交付しております。

国、県の施策とともに、ダイバーシティの実現を目指し、活気あふれるぬくもりある地域をつくるため、女性、高齢者、障害者の方など、性別や年齢を問わず、一人一人が個性と多様性を尊重され、生きがいを感じながら暮らすことのできる地域コミュニティの実現を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） （パネルを示す）最近、ジェンダーという言葉、ジェンダー平等という言葉がしきりにマスコミ等のほうでも使われております。ちょっと言葉だけなんですけども、ジェンダーというこういう言葉ですね、ジェンダー。これは、男女の性別における役割分担ということですね。私たち、家事、育児、介護については、もう女性がするもんだってというふうな意識がやはり私たちの中には根強くあって、そういう意味では日本はこのジェンダー平等という意味では遅れていると、ギャップがあると、不平等だと、よく言われております。世界経済フォーラムが発表するこのジェンダーギャップ、男女格差の指標でも153か国中121位だということで、遅れているということの指標でしょうね。

今、答弁でもありましたように、県の「全世代・全員活躍「ダイバーシティとくしま」実現」や、阿波市のこのまちづくり施策に女性活躍の視点を反映させようとしていることは触りました。男女格差の解消やジェンダー平等の実現は、なかなか掛け声や理念だけでは実現できません。具体的な施策、結果を生み出さなくては意味がないと。

この男女格差、女性が戻ってこないということについて危機感を抱いているある町、これは人口が約8万の兵庫県の豊岡市なんですけども、ここは地元41の事業所がワークイノベーション推進会議を結成して、女性の働き手を増やすための職場改革に乗り出しています。多様な人材の活躍によって、生産性を向上させることが企業価値を高めることにつながるということで、参加事業者が増えていると。さらに、豊岡市は審議委員によるジェンダーギャップ解消戦略会議を開いて新しい意識を開く、いわゆる仕組みづくり、これに取りかかっているということで、これら豊岡市の取組は女性を必要としていること、期待をしていること、女性が選ばれるまちづくりを掛け声だけではなくて形にして結果に結びつけようとしている表れだと思います。

今後、この阿波市も若い女性に限らず、人口減によって地域が縮小するのが避けられません。しかし、大切なことは町の価値を磨いて魅力度を高める。そのためにも、男女の格差解消、ジェンダーギャップをなくす多様性のあるまちづくりが急務であると考えております。

次に移ります。

コロナ禍をきっかけにして、地方移住への機運が高まっております。

1つは、会社に出向かなくても遠隔地でも仕事ができるリモートワーク、これが広がっています。さらに、都会での3密を避けるためや、いわゆる地方回帰によって、自然の豊

かさやゆったり感を求め、田舎に移り住みたいと願う人が増えてきていると。地方の自治体では人口減少を少しでも食い止めるために、いわゆる移住・定住に力を入れた施策を推進しております。

この地元新聞も、（新聞を示す）皆さん見られたでしょうかね。検証わがまちの地方創生っていう特集記事を載せておまして、我が阿波市についても記述がありました。このように、県下いろんな取組を紹介してくれております。

そこで、質問です。

阿波市の移住・定住の現状についてどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 藤本議員の一般質問2問目の新しい人の流れについての阿波市の移住・定住の現状はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

本市では、市内の空き家を有効活用して、阿波市民と都市市民との交流拡大や、定住促進による地域の活性化を図るための空き家情報登録制度があります。

平成20年2月の制度開設以来、令和3年1月末までに、空き家登録件数は延べ100件、利用希望者は延べ280件で、これまでに40件を超える空き家が有効活用されています。

また、移住して1年以内のU I Jターン者、阿波市に住所を有する新規学卒者を新たに雇い入れた企業や団体に給与の一部を助成するため、阿波市雇用促進助成金制度を設けており、現在までに27件の助成を行っております。

県が発表している阿波市への移住者は、平成28年度の49名から、令和元年度には132名と年間の移住者は2倍以上に増加しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ただいまの答弁で、昨年度、2019年度には132名の移住者があったと、さらに空き家の活用についても、ここ十数年で40件を超える利用があったというふうなことが分かりました。

このことから、阿波市に移住したいというニーズ、これはあります。要は、どう呼び込むかということで、これは市のほうもいろんな努力をされておりますことは承知しております。

私、この呼び込むためには4つほどポイントがあるんだろうと思っております。1つ

は、いわゆる窓口、プラットホームといいますか、宣伝や案内であります。2つ目は誰をターゲットにするのかというところ。3つ目は中身、メニューといいたいでしょうか、呼び込むための中身。つまり、ニーズはあっても中身がそろっておらなくては、ほかに移ってしまうということ。それから4つ目、フォローといいたいでしょうか、支援体制。よその土地に移り住むというのは不安だらけでありますので、生活や職業の支援、相談体制が欠かせません。

さて、そこで、再問であります。この移住・定住のニーズに応える受皿づくりをどのように進めていくのかについてお尋ねします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 藤本議員の一般質問の2問目の再問、移住・定住のニーズに応える受皿づくりをどのように進めていくのかについて答弁をさせていただきます。

本市では、住居、就労、就学、地域との交流など、検討段階から移住後のフォローアップを行う阿波市移住交流支援センターを設置し、阿波市観光協会に運営を委託しています。

阿波市移住交流支援センターでは、移住希望者に対する住居、仕事、暮らし等の相談や、定期的な情報提供等のフォローアップなどの窓口相談支援業務、空き家情報登録制度による空き家所有者等と空き家利用希望者との連絡調整などを行っています。また、阿波市の紹介や移住に関する制度、手続等の概要を掲載した生活情報ガイドブックの阿波市移住ナビを毎年度作成し、阿波市での生活に必要な情報を提供しております。

移住希望者の皆様からは、住居のみならず、仕事や就農、学校など、保育、教育など、生活に関する多くのお問合せをいただいております。企画総務課の移住・定住担当や阿波市移住交流支援センターが相談窓口となり、移住希望者に寄り添い、情報提供や相談支援を行っているところであります。

今後、全庁を挙げて、移住・定住に関する課題解決のため、関係部署の若手職員を中心に構成するプロジェクトチームを新たに立ち上げるなど、移住・定住施策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 今回、阿波市のホームページ、皆さん最近変わったのはご存じでしょうかね。1ページ目を開きますと、移住ナビという入り口があります。これ、前には

なかったんですね。担当者が今回要望しましたら素早くそれをつくりました。大変早い対応でありまして、そこから入っていただけますので、今までは入るのに随分苦勞してたんですが、非常にアクセスがしやすくなりました。これは、いわゆるデジタル化の時代において、ホームページの役割ってというのはますます高まりますので、案内という意味では非常に大事でありますね。中身も、徐々に徐々に充実してきております。今後とも、さらなる改善が望まれます。

先ほどの答弁で、移住の担当は企画総務課と阿波市観光協会内の移住交流支援センターが窓口となって、情報提供や相談、支援をしていることが分かりました。

私、今回この質問をしたきっかけの一つなんですけども、先ほど触れた阿波地方移住によって、実は農業をしたいという希望が増えているという情報をつかみました。中でも、自給自足、あるいは有機農業、それから産直とかネット販売といった小さな農業をしたいというニーズが大変最近高まっていると。これ、NHKのテレビでもやっておりまして、大変参考になりました。

ところが、阿波市のほうでそういった小さな農業について、担当の方に説明をいただきましたが、阿波市の場合、この一定規模、4反、40アール以上でないと農地の売買はできないということであったり、農地付の空き家、農機具の借用等々、小さい農業への支援体制という意味では様々な壁があるということが分かりました。

農地の権利取得については、農業委員会の許可が必要です。自治体の中には新規農業を促進する観点から、狭い農地でも売買できるように規則を変えている自治体が最近増えております。農業を売りにする阿波市でありますので、ここは工夫、改善が今後必要と考えております。

今後、先ほどの答弁でもありましたが、全庁を挙げて人口減少に歯止めを掛けるために若手中心の新たなプロジェクトチームを立ち上げるという答弁をいただきました。移住のニーズは農業だけではありません。教育、子育て、いわゆる起業、阿波市の文化豊かな自然環境、まちづくりに魅力を感じているなど、その中身は多様です。ニーズに対応する豊富なメニューときめ細かな対応をする体制づくりが待たれるところであります。

次に移ります。

今日はちょっとこんな言葉ばかりで申し訳ないんですが、（パネルを示す）関係人口という言葉が最近よく使われます。でも、まだこの関係人口っていう言葉は十分になじんでいるように思えません。

昨日の市長の答弁の中でも、交流人口という言葉は触れられるんですけども、関係人口ってのは触れられませんでした。阿波市の総合戦略の中には入っておるんですが、一般化はまだしてないのかなという気がします。

国の第2期の地方創生における新たな視点、地方への人、資金の流れを強化する中で使われているキーワードです。地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、永住には至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出、拡大に取り組むというのがあります。

具体的に申しますと、ふるさと納税、これは阿波市に税金を納めている市外の人が、税金を納めることによって、阿波市の取組や特産品に関心を持って関係づくりをしようということなんです。それから、オープンガーデン、これは阿波市では大変有名になってきておりますよね。いわゆる庭造りに興味を持った人たちが阿波市を訪れて、愛好家の輪を広げて特産品などを購入します。そして、経済効果を高めてリピーターになるということで、これも関係人口の一つだと理解しております。

そこで、再々問として、関係人口の拡大に向けて、今後どのような戦略を描いているのか、お尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 藤本議員の一般質問2問目の再々問、関係人口拡大に向けてどのような戦略を描いているのかについて答弁をさせていただきます。

関係人口は、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者と定義されています。地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた地域との縁を持つ人材は地方に移住し、地域の課題解決、魅力向上に寄与することも期待されていることから、関係人口の拡大に取り組むものであります。

この関係人口の拡大に向け、若者に対してはインターンシップの受入れや地元企業、地域団体などとの交流、小学校でのふるさと教育など、本市の魅力に気づく機会の創出を図り、進学、就職などによる転出後においても、関係人口としての継続的な関係形成を目指し、Uターンにつながる取組を行います。

この取組の一つとして、今年度阿波高等学校が横断的、総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を発見し、解決していくための資質、能力を育むため、「とくしま」をテーマに総合的な探求の時間に取り組んでいます。本市としては、この取組に対し、市職員による阿波高等学校での講演や生徒の質問に回答するなど、阿波市のことを再認識して

もらう機会と捉え、取り組みました。

地域で活躍するリーダー育成塾では、豊かな発想の取組を各地域で生み出していくために、地域の課題解決や地域再生などについて、地域間交流する機会を創出する取組を行っています。

また、ふるさと納税制度や特産品認証制度を通じて、移住情報サイト、SNS、映像コンテンツを活用した情報発信など、コロナ禍を踏まえたオンラインによるPRに取り組み、関係人口の拡大を図っています。

関係人口は地域住民との交流が新たな価値を生み、関係人口から交流人口へ、そして移住人口へと、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されていますので、今後とも関係人口の拡大に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ただいまの答弁でも、インターンシップ受入れ、高校生との交流、ふるさと納税や特産品認証などを通じて住民との交流で新たな価値を生み出し、関係人口の拡大に取り組んでいこうという市の姿勢が伝わりました。

この関係人口という言葉なんですが、ある専門家に申しますと幾つかの段階や広がりがあるということで、例えば特産品の購入、それから寄附、ふるさと納税なんかはこの寄附に当たります。それから、頻繁にその町に訪れる、リピーターになる、先ほどオープンガーデンの話をしましたが、それからボランティア活動をする、それから第二の居住地にする、東京と阿波市、大阪と阿波市のように、結構広がりや段階があるということでございます。

先ほど言ったボランティアでいいますと、先日も徳島大学の学生が土柱の活性化のための実践ボランティアを2日間行いました。県外で初めて土柱を訪れた学生が土柱の活性化について一緒に考えて取組をし、大変興味を抱いていました。こういった裾野の広がりが、たとえ移住・定住につながらなくても、地方の豊かさや多様性をつくって、新たな価値に結びつくものだとして理解しております。

その意味では、阿波市は「ひと・もの・こと」という素材がいっぱいあります。花づくり、多品種の農産品、6次産業化、土柱や八十八か所回り、土御門天皇ゆかりの地など、観光地もありますし、美しい田園地帯、まちづくりに関わる人、子育てに関わるいろんなノウハウ、これらを磨いて人と人とをつなげれば関係人口の拡大につながる可能性、ポテ

ンシャルはいっぱいあると考えています。

そのためにも、先ほどのちょっと移住と絡めて、私、移住・交流関係案内所というふうな窓口をつくったらどうかなど。言葉としてはあれなんです、（パネルを示す）観光案内所じゃなくて、関係案内所というのが最近言われております。これ、政府の先ほど申した総合的な計画の中にも最近入っております。

先ほど言いましたように、阿波市には「ひと・もの・こと」という素材はいっぱいあるわけでありますから、例えばこの各支所に退職した行政経験豊かな再任用の職員を配置して、この関係人口づくりのための関係案内人として活躍していただくというふうなことはいかがでしょうか。

やはり、行政で長年にわたってたくさんの人と関わっておる、そのノウハウや力というのは大変な財産ですよ。そういう力を今後市の発展のために、また違った形で生かすという方法もあるのではないかなど。先ほど、新たなプロジェクトチームの立ち上げという構想がありましたので、ぜひとも一考していただければと思っております。

最後に、持続可能なまちづくりが問われております。

人口が減っていくということは、これはある意味仕方ないことかもしれません。ただ、選ばれる阿波市、住んでよかったと思える阿波市、町の質の豊かさがやっぱり求められていると。決して決定打はないとは思いますが、ここはまさに市民力を結集して阿波市の希望ある未来をつくっていきたい、こういうふうを考えておりますので、どうぞまたよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで5番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番後藤修君の一般質問を許可いたします。

3番後藤修君。

○3番（後藤 修君） ただいまから3番後藤修が一般質問をいたします。

早速、今回の質問に入りたいと思います。

大枠で3つの質問をさせていただきます。

1問目は公共交通について、2問目は再任用職員について、3問目はごみ問題についてです。

まず、公共交通についてです。

先日、公募ですてきな名前をつけていただきましたので、これからはその名称を使わせていただきます。あわめぐりについて等、質問したいと思います。

これまでに、あわめぐりについての質問は今回の一般質問を含めて、合計12回の質問をさせていただきました。最初の質問は、車両のタイプ、ドア・ツー・ドア、料金体系等の質問であったと記憶しています。質問を重ねる間には、同じ質問を複数回行ったものもあります。議会での議論を重ねるにつれて認知度も高まり、利用者も増えてきたと思います。このあわめぐりの実証実験も3月で終わりとなりますが、この実証実験でどのような成果が上げられたのか、お伺いしたいと思います。

まず、1点目、実証実験の実績について、次に実証実験期間でも様々な問題が洗い出され、そして改善された点が多々ありましたが、今回本格運行に向けての大きな改善点が何点かあると思います。2点目として、4月の本格運行に向けての変更点について。

以上2点について順次答弁願います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 後藤議員の一般質問、公共交通について2点のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の実証実験の実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

阿波市デマンド型乗合交通につきましては、公共交通空白地域の解消や市民ニーズに対応するため、新たな交通モードとして、平成31年4月から実証実験運行を行ってまいりました。

平成31年4月から令和2年12月までの1年9か月の利用状況は、利用登録者数が1,590人、延べ1万3,704人の方に乗車していただいております、70歳以上の方の利用が88%を占めております。

1日平均の利用者数は、令和元年度平均で29.4人で、その後新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、令和2年11月、12月の2か月は40人を超える方のご利用をいただいております。乗降場所では、乗車、降車ともに吉野川医療センター、阿波病院、JR鴨島駅が上位3か所となっております。

令和4年度までを計画期間とする阿波市地域公共交通網形成計画では、登録者数2,300人、利用者数、年間延べ1万人を目標としており、本年4月からは本格運行に移行しますが、目標達成に向け、さらなる利用促進を図ってまいります。

続きまして、2点目の4月の本格運行に向けての変更点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年4月から本格運行する阿波市デマンド型乗合交通は、市民の皆様親しむを持っていただくために、昨年12月に愛称を募集いたしました。結果、応募いただいた95点の中から、愛称を「あわめぐり」に決定したところであります。

議員ご質問の本格運行に移行する4月からの改善する内容といたしましては、利用料金面では、割引料金を500円から300円に適用する範囲を見直し、18歳到達後、最初の3月31日まで及び障害者の割引を受ける方の同伴者に、新たに割引料金を適用する予定としております。

そして運行面では、8時台を増便し新たに運行することとし、7時台は従来どおり通学優先ですが、利用の多い乗降場所に限り利用できるよう変更する予定としております。

現在、本格運行に向けた準備を進めているところではありますが、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりが市民の皆様親しまれる地域公共交通として、そして利用者の方に満足いただける、より利便性の高い公共交通を提供してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 野崎企画総務部長より答弁いただきました。

（パネルを示す）利用登録者数が1,590人、また延べの乗車が1万3,704人と、阿波市の総人口3万6,560人の3分の1以上の方がこのあわめぐりを利用した計算になります。

ここで、パネルの使用許可を議長にいただいておりますので、これからはパネルも併せて見ていただければと思います。これは、あわめぐりの月別利用状況推移を表したグラフです。

開始最初の月の1日平均は15.8人と認知度が低かったこともあり、数字としては伸び悩みがあったと思います。しかし、日を追うごとに乗車数は増えてきてまいりました。この赤の棒線は、昨年4月、5月の全国緊急事態宣言の影響もあり、1日平均30人を切った、利用の落ち込みが心配された時期です。10月には阿波市ががんばる事業者応援する

券により、月に831人の過去最高の乗車人数を得ることができました。そして、先ほど答弁いただいたように、11月、12月と目標である1日平均40人を超えております。当初の目標の一つであった、1日平均40人をクリアしました。これも、ひとえに答弁いただいた野崎企画総務部長をはじめ、あわめぐりの関係者のご尽力によるものであると思います。言うまでもなく、藤井市長の大きな足跡の一つではないでしょうか。感謝します。

2点目の質問の答弁では、変更点として愛称募集を実施し、短期間ではありますが多くの応募をいただいて「あわめぐり」に決定したこと。18歳到達後、最初の3月31日まで及び障害者の割引を受ける方の同伴者についても、現行の500円から300円に割引料金を設けたこと。そして、一番大きい変更点として、8時台を増便して新たに運行する、また7時台は従来どおり通学優先ですが、利用の多い乗降場所に限って利用できること。

これら全ての変更点は、議会及び阿波市公共交通活性化協議会で要望したもので、市民の皆様の声が届いたものと思います。4月の本格運行に向けては、これらの点を周知する必要もあると思います。ACNや広報阿波にてお知らせいただければと思います。利便性が向上したあわめぐりの4月の本格運行がわくわくします。また、新型コロナウイルスのワクチン接種にも、このあわめぐりが多くの方を運んで活躍するものと思います。

あわめぐりの質問については一旦閉じることとしますが、阿波市の市民の皆様にも多く使っていただける持続可能な公共交通として、皆様の意見、要望を引き続き伺い、機会があるごとにまた質問したいと思います。

この項の質問は、これで終わりたいと思います。

次に、再任用職員についての質問に移りたいと思います。

現在、様々な形で再任用職員として、また会計年度職員として、市の事業、業務に従事されている方が多数おられると思いますが、そもそも再任用職員や会計年度職員ができた経緯や制度の内容を教えてくださいたいと思います。

質問の1点目、再任用職員と会計年度職員の違いについて。

次に、再任用職員制度は、定年退職後に再び公務職場にて発揮してもらい、効果的な組織運用を図ることを主たる目的としているとは思いますが、その職場、職種はどのようなものですか。

質問の2点目、再任用職員の任用の在り方について、ということで質問をしたいと思

ます。

以上、2点を順次答弁願います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 後藤議員の一般質問2問目、再任用職員についての2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の再任用職員と会計年度職員の違いについてのご質問にお答えいたします。

まず、再任用職員とは、地方公務員法第28条の4及び第28条の5に、任命権者が、その地方公共団体の定年退職者等を、これまでの勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職、または短時間勤務の職に採用することができる制度であると規定されています。

また、再任用職員制度の創設の趣旨につきましては、平成25年度に定年退職となる職員から、公的年金の支給開始年齢の引上げが行われたことを踏まえ、職員が定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、雇用と年金との接続を図るとともに、長年培った能力、経験を有効に発揮できるように定められたものです。

これに伴い、本市におきましても、阿波市職員の再任用に関する条例に基づき、平成26年度から再任用制度の運用を開始しております。

次に、会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2の規定に基づき、任用される一般職の非常勤職員であります。

会計年度任用職員制度につきましては、地方公共団体における働き方改革、同一労働同一賃金の実現や、多様化する行政ニーズに対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進することなどを目的として、地方公務員法等が改正され、令和2年4月1日より施行されています。

これまでの臨時職員や嘱託職員と比べ、休暇や手当等の給付に関する処遇改善が図られましたが、その一方で正規職員と同様に、サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止など、服務規程が適用されております。

また、勤務形態につきましては、任用される所属等によって異なりますが、パートタイム勤務、またはフルタイム勤務の2種類に分類されます。

次に、2点目の再任用職員任用の在り方についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度については、再任用を25名任用しております。内訳につきましては、一般行政事務が19名、保育教諭業務が5名、現業職が1名となっております。

また、再任用職員の配置については、基本的には職員の在職時の知識、経験、技能などが必要とされる職場に配置しており、長年培った知識や経験を最大限に生かしながら、後輩職員に技術やノウハウをしっかりと継承することも、重要な役割と期待しております。

今後、本市においても、再任用職員の増加が見込まれる中で、こうした情勢の変化も踏まえ、改めて現在の再任用制度の運用を将来の職員構成を見据えた定員管理の中で活用していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 野崎企画総務部長より答弁いただきました。

1点目の答弁では、大きな違いとして、再任用職員は再任用職員制度の基に、職員が定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、雇用と年金との接続を図るものであること。会計年度任用職員は、これまでの臨時職員や嘱託職員が、働き方改革や同一労働同一賃金のもと、公務の能率的かつ適正な運営を推進することなどを目的としていることが分かりました。

2点目の答弁では、再任用職員の任用については、令和2年度について25名の再任用をしており、うち一般行政事務が19名、保育教諭業務が5名、現業職が1名ということでした。また、長年養った知識や経験を最大限に生かしながら、後輩職員に技術やノウハウをしっかりと継承することも重要な役割として期待していることも分かりました。

しかしながら、ここで1点、腑に落ちない点があります。

私もいろいろ調べてみました。会計年度職員で一番安い職種で、週30時間労働では13万2,929円。同じ職種に再任用職員が就いた場合、一般行政職、3級係長、主任として、週30時間で19万7,000円と同じ職種にもかかわらず6万4,071円の格差が生まれています。無論、再任用職員の方には、一般行政職60歳定年で2,268万6,000円が支払われています。これは、国家公務員法に準ずる地方公務員法に基づいているもので、再任用職員、会計年度職員の方々が悪いわけではありません。しかし、会計年度職員の代わりに再任用職員が取って代わる場合、いろいろな面で比較されると思います。

ここで、私は1つ提案したいと思います。

今日、昨日と代表質問、一般質問でも問題視された情報技術者、農業の担い手育成、農業生産の効率化、移住・定住、企業誘致、U I J ターン、デジタル対応等、これらを推進

する課は新たに必要だと自分は思います。また、北上議員が提案したお悔やみコーナーのワンストップ、非常に喜ばれていると思います。これ以外にも、もしできるのであれば、何でもワンストップ対応ができる課など、再任用職員の知識、経験、技能などが活かされるのではないのでしょうか。

行財政改革がうたわれる昨今、増える再任用職員の新たな受皿は必要不可欠な問題であると思います。また、再任用職員による新人職員の技術やノウハウをしっかりと継承することも大事であり、再任用職員1名に新人職員1名のマンツーマンのフォローアップ等も検討に値するのではないのでしょうか。

この項の質問は、これで終わりたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、ごみ問題についてです。

(パネルを示す) このグラフをご覧ください。これは、阿波市のごみの年間の排出量と人口を基にグラフにしたものです。

まず、青色の棒グラフでは、ごみの量が平成21年から令和元年では522トン増えていることが分かります。年々増加、右肩上がりです。人口はその間、4,212人減っています。オレンジ色の折れ線グラフに移ります。1人当たりの年間のごみの排出量になります。平成21年では151キロでしたが、令和元年では183キロと、11年間で31キロ増えています。

このグラフから言えることは、人口が減っているのに1人当たりのごみ排出量は20%以上増加している、阿波市の全体のごみ排出量も8%増加していることが分かります。令和元年度、阿波市負担金から計算すると、1人当たりの負担は年間約1万9,000円であり、11年前に比べると3,000円程度増えている計算になります。

前回、中のごみ袋について価格の見直しを要望させていただきましたが、内容としては、割高な中のごみ袋を安くすることで、市民の皆様の中のごみ袋に対する購買意欲を促し、しいてはごみの排出量を抑制し、ごみの減量化に寄与することではないかということをお願いしました。

質問の1点目、中のごみ袋の価格見直しについて。

次に、ごみの減量化にとって、切っても切り離せないのがリサイクルについてです。

本市では、どのようなものがどこでリサイクルされているのか教えていただけますか。

質問の2点目、リサイクルマップ(資源回収拠点)について。

次に、昨今、粗大ごみ難民を声にしますが、阿波市での粗大ごみの処理事情を教えてください。ただければと思います。質問の3点目として、障害者、高齢者のみの世帯の大型ごみについて。

以上3点を順次答弁願います。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 後藤修議員の一般質問の3問目、ごみの問題について3点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の中のごみ袋の価格見直しについてでございますが、家庭からごみ出しに使用する阿波市指定ごみ袋につきましては3種類を販売しております。ごみ袋それぞれの価格につきましては、平袋型の大きが10枚で250円、レジ袋の大きが10枚で250円、平袋型の中が10枚で200円となっております。

この令和元年度での販売実績といたしましては、平袋型の大き45リットルが116万2,050枚、販売金額では2,905万1,250円。レジ袋型の大き45リットルが18万400枚、販売金額では451万円。平袋型の中20リットルが10万5,100枚、販売金額では210万2,000円となっております。

ご質問の中のごみ袋の価格見直しにつきましては、県内の他の自治体の状況も勘案しつつ検討することが必要であると考えております。しかしながら、令和3年度の市税収入見込みにつきましては、新型コロナの影響などによる減収となる見込みになっております。阿波市を取り巻く状況は、今後ますます厳しくなるものと考えており、普通交付税におきましても合併算定替えの激変緩和措置期間の終了に伴いまして、大幅な減収ともなります。

ごみ袋等の有料化につきましては、国のごみ処理基本計画策定指針において、その在り方も示されており、このことから本市ではごみ袋を有料化することにより、ごみ排出者の責任の明確化やごみ問題に対する市民意識の向上を最終目標としまして、ごみ発生量の抑制につながることも期待をしております。出されたごみの量に応じ負担をいただく応益負担の観念の必要性からも、中のごみ袋の価格見直しについて慎重に判断をしてみたいと考えております。

2点目のリサイクルマップ（資源回収拠点）についてでございますが、本市では、缶、瓶、ペットボトルなどの資源ごみについては、地元で管理されているごみステーションにて収集をしております。紙類については、月1回、各町で場所を指定し古紙の資源回収を

行っております。

今後につきましては、市民の方により一層リサイクルのご協力をいただくとともに、リサイクルの資源回収拠点となるような場所の設置も選択肢の一つとしまして、調査研究をしてみたいと考えております。

3点目の障害者、高齢者のみの世帯の大型ごみの回収についてでございますが、本市の粗大ごみ収集は、吉野町ではステーション方式、土成、市場、阿波町では各町のリサイクルセンターへの持込み方式を採用しております。

ご質問の内容は、障害者、高齢者のみの世帯の大型ごみの回収につきまして、戸別収集で対応できないかのご提案かと思えます。障害者、高齢者の世帯の負担軽減につきましては、本市としましても検討すべき重要な課題と考えております。

戸別収集を行う場合には現収集体制では賄えないことから、人員やごみ収集車の増加等、収集体制の規模拡大も必要となりますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、本市の限られた財源の中、規模拡大には慎重に判断をする必要があります。

現在、本市におきましては、家庭からのごみ出しのお手伝い程度でありましたら、お一人暮らしの方や高齢者世帯の生活を支える生活支援体制整備事業として、ちょこっとサポートなどを実施させていただいております。

今後におきましては、健康福祉部とも相談しながら、全ての市民の皆様が安心して生活できるような体制構築に向け、検討してみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 矢田市民部長より答弁いただきました。

1点目の答弁では、今後新型コロナウイルスの影響で税収の減収が見込まれること、ごみ袋を有料化することでごみ発生の抑制につながることを答弁がありました。

ここで、パネルをご覧ください。

下段に、指定ごみ袋、単価を本市と藍住町で比較したものです。

藍住町は、人口3万5,493人と阿波市の人口と近い町です。大45リットル、10枚で、阿波市は250円、藍住町も同じく250円です。藍住町は中があり、30リットルとなり、10枚入りで150円となっています。続いて、小のごみ袋は20リットルとなり、10枚入り100円です。本市の20リットルと藍住町の20リットルでは藍住町は半額です。

ここで、藍住町が20リットルごみ袋の販売価格を150円から100円に引き下げた経緯を簡単に説明します。

資料として、広報あいずみ、平成23年1月号の記事を読ませていただきます。

なぜ、今指定ごみ袋の販売価格を引き下げるのですか。平成19年9月の指定ごみ袋導入以来3年余りが経過し、この間住民の皆さんのご理解とご協力をいただき、当初の目標であるごみの分別と減量化を推進することができました。ちなみに、21年度の燃えるごみの排出量は、対18年度比で18%減となりました。そこで、住民の皆さんのご要望の多かった指定ごみ袋の販売価格を、平成23年4月から引き下げることになりました。それによって、現行の値段になっています。

藍住町では、先ほど言いましたように、平成19年9月に指定ごみ袋の導入をして、燃えるごみの減量化に成功して、指定ごみ袋の販売価格を下げたということです。本市では形態は違いますが、昨日の吉田議員の質問であったように、コンポストの無料配布により、市民の皆様にごみ減量化の協力を勧めさせていただく非常によい試みがスタートしています。市民の皆様の協力でごみの減量化が進むことで、中のごみ袋値下げという目標があればと思います。そのあたりも注視しながら検討していただければと思います。

2点目の答弁では、ごみステーションや場所を指定しての資源ごみの回収が行われていることが分かりました。しかしながら、資源ごみの収集処理量を表で見ると、(パネルを示す)この表では平成29年、令和元年で、本市では特に金属類、新聞紙、雑誌、または段ボールの収集が進んでいないことが分かります。令和元年で見ると、本市では新聞、雑誌が79.1トン、吉野川市では563.08トン、人口の少ない上板町でも137.74トン。財政の厳しい上板町では、広報紙に毎月のようにごみの情報が掲載されています。それぞれの市町村でいろいろな工夫がされていると聞いています。本市でも、消費者協会でのSDGsの勉強会や、小・中学校でも学習されている学校もあると聞いています。

今、本市では、ごみ処理場の課題を目の当たりにして、他人事ではないごみ問題として機運が高まっているようにも思います。あとは行政からの情報発信ではないでしょうか。例えば、ごみ袋にごみカレンダーやリサイクルの情報を2次元バーコードで印刷するなどことは有効ではないでしょうか。本市でも、このような情報発信を検討してはどうでしょうか。

3点目の答弁は、ちょこっとサポート、非常にいい取組ではないでしょうか。しかし、

まだまだ認知度は低いと思います。

上板町では、大型ごみのふれあい回収についてという記事がありましたので、パネルに貼り出しています。見ていただければと思います。

ちょっと一文読みますと、ふれあい回収とは、現在高齢化社会への移行と住宅事情の変化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障害者で大型ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な方々が増えています。上板町では、大型ごみの回収は原則としてリサイクルセンターで決められた日時に行っていますが、自らが上記場所まで大型ごみを持ち出すことができない方々を対象に、大型ごみを排出者宅まで直接回収しに行くサービスを実施しています。

こういうサービスも数は少ないですが、いろいろな自治体で実施されているようです。このあたりも注視しながら、ちょっとサポートも阿波市広報やACNでもっと宣伝してもよいのではないのでしょうか。

今回の質問では、行財政改革の質問として、再任用職員、またごみ問題を取り上げましたが、議会においても議員定数について議論するときがきているのではないのでしょうか。私自身、身を切る政策を棚上げすることなく、議論してできるものはやっていく、そういうふうな決意を思うところです。

今回の質問は終わりましたが、少し時間があるようなので、一言言いたいと思います。

先日ですが、少年サッカーでエスペランサが決勝で負けましたが、体格の劣るチームですがチームワークにより固い守備で決勝まで進みました。次は、J1ヴォルティス、阿波市には阿波市出身の小西雄大選手がいます。明日からの試合、できれば皆さんも地元選手、小西雄大選手にエールを送ろうではありませんか。

今回、いろいろ質問させていただきましたが、本年で退職され任用職員になられる方、これからも任用職員として、いろいろ言いましたが、頑張っていたきたいと思います。

これで私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（松村幸治君） これで3番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時53分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番木村松雄君の一般質問を許可いたします。

16番木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 令和3年第1回阿波市議会定例会一般質問、16番木村松雄、ただいまから始めたいと思います。

私の質問は、1点目に市道矢松田中線改良工事について、2点目に水道施設、土成連絡送水管布設工事について、3番目には公有財産について、そして4番目には人口減対策の取組について、以上4項目を通告してありますので、順に進めてまいりますので、理事者におかれましては明快なる答弁を求めるところであります。

令和3年も、はや2月が終わろうとしています。昨年は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年であったかと思えます。そして、今議会も、同僚議員からコロナ関連の代表、一般質問でありましたが、感染症対策をしながら、ワクチン接種が始まるわけでございますが、本市においては春木副市長を本部長とする対策本部が立ち上がっていますが、用意周到な準備で、市民の皆様方にご安心を届けてほしいと、このように思います。

今、市民の方の専らの話題は、ワクチン接種がいつ頃、どこで始まるのかというのがもう専らの人が、私も何回もそういういつから始まるんですかという、そういうお話を聞かれました。春木副市長におかれましては、大変なことであるかと思えます。昨日も質問なりして、場所もまだ確定もしていないという状況ではございますが、確定しましたら、いち早くACN等々で情報を開示して、先ほども申しましたように、どうか安心を届けてほしいと、このように思います。

それでは、1番目の市道矢松田中線改良工事についての進捗状況と今後の計画はの質問でございますが、この件につきましては、以前より地元の方の要望が強く寄せられていて、藤井市長も就任間もない時期に、この事業は本市の発展には欠かせない事業、道路である、まさに市長肝煎りの事業であると、現在力を注いでいただいております。

私も、平成30年6月、そして令和2年3月と過去2回一般質問で触れさせていただいております。同じような質問になろうかと思えますが、現在の状況と今後の計画についての答弁を担当部長に求めます。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 木村議員の一般質問1問目、市道矢松田中線改良工事について、進捗状況と今後の計画はとのご質問に答弁させていただきます。

本路線の整備については、本市の発展に資することが期待され、また地元の皆様からも

強い要望をいただいたことから、平成30年度より測量設計業務に着手し、平成30年8月に地元において事業説明会を開催し、関係者の皆様からのご意見、ご要望を参考に設計を進め、令和元年度から国土交通省の補助事業である社会資本整備総合交付金事業を活用し、事業に取り組んでおります。

本路線の計画は、施工延長約860メートル、車道部は片側1車線の2車線で幅員7メートル、道路東側に幅員3.5メートルの歩道を設置する設計としており、工事中の一般車両の通行確保に配慮し、西側に拡幅する計画で事業を進めています。

議員ご質問の進捗状況でございますが、現在はほぼ全工区の境界立会を完了しており、用地取得を鋭意進めているところでございます。

また、道路改良工事につきましては、株式会社トマトパーク徳島に隣接する南工区から中工区のうち、西側部分の施工延長約500メートルについての工事発注を行っており、このうち中工区の延長約150メートルが完成しております。

次に、今後の計画でございますが、本定例会において当初予算でお願いしております、事業費9,500万円についてご審議いただき、承認いただいた後に用地取得の進捗状況を見据えながら、北工区、延べ延長約460メートルについての車道拡幅工事を計画的に進めることとしております。

本路線が整備されることによりまして、道路ネットワークの拡充や観光、文化施設へのアクセス性の向上、さらには歩道が整備されることで、土成小学校へ通学する児童の安全・安心な通行の確保が図られ、地域の生活基盤を支える重要な機能を有することになります。今後も、スピード感を持って事業を進めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 質問するのに大変もう緊張しておりまして、マスクをしたまま先ほど申しました。議長からご指摘をいただきまして大変失礼をいたしました。

部長の答弁では、南工区、中工区は工事発注済みであると。そして北工区、施工延長約460メートルについても工事発注を予定している、さらに西側の車道拡幅改良工事完了後に東側の歩道整備工事を計画している、引き続き国の交付金、合併特例債などの有利な財源確保に努め、積極的な事業推進に努める、そのような答弁でありましたが、非常に順調に進んでいるという感がいたします。

県道を北へ上がってみますと、今もう工事のラッシュでございまして、工事区間、至るところで業者の方がそれぞれ工事に励んでいると、そういう状況で非常に進んでいるという思いがいたします。

そこで、再問として、事業を推進していくには用地取得がどうしても必要なわけございまして、用地取得の状況はどうか、そして完成時期はいつ頃と想定をしているのか、以上2点だけお答えください。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 木村議員の一般質問、市道矢松田中線改良工事についての再問、用地の取得状況と工事の完成時期について答弁させていただきます。

用地の取得状況ですが、昨年2月から用地取得面積の確定作業を行いまして、現在全工区の境界立会がほぼ完了し、用地取得率は約97%となっております。なお、未取得の用地につきましては、今後も引き続き継続して用地交渉を進めてまいります。

また、工事の完成時期につきましては、令和5年度末を目標としており取り組んでおりまして、改良工事などを計画的に実施してまいります。

今後も、引き続き国の交付金、合併特例債など、有利な財源を活用した予算確保を行いながら、関係者の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、早期供用開始に向け、積極的な事業な推進に努めてまいりますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 担当部長より答弁をいただきました。

事業を進めていく過程において、用地取得がなければ事業は進展しないわけございまして、その中で用地取得率が97%だということですが、これは計画に着手してから今日まで97%というのは、担当部のご努力のたまものだと思います。残りの用地につきましては、地権者にとって貴重な財産でございまして、事業の重要性、必要性等々を丁寧に説明し、ご理解、ご協力をいただけるように、さらなるお取組をお願いしたいと、そのように思います。

完成時期につきましては、当初、令和5年度ということを目標にしておるということございまして、ということはあと3年ぐらい。私も、それぐらいまでは生きているかなとは思っておりますので、早く供用開始を見たいなど、このように思います。

この事業が完成しますと、沿線には広大な農地がありますので、農地の有効活用など、いろいろな面において効果は絶大なるものになります。沿線ではないのですが、少し東側の農地にも園芸ハウスの計画があるとお聞きをいたしております。そして、トマトパーク徳島から北辺りに広い広大な農地がございますので、用途は無限なくあるような気がいたします。

部長の答弁にもありましたが、完成しますと地域の生活基盤を支える重要な機能を有することになります。どうぞ完成に向かって事業を進めてほしいと思います。

この件はこれで終わります。

次に、2点目の水道施設、土成連絡送水管布設工事についてでございます。

この件につきましても、過去何度か取り上げさせていただきました。令和2年第1回定例会においての一般質問の答弁では、土成連絡送水管は市場高区配水池と土成低区配水池を連結するための管路で、今年度末の進捗率は90%に達する見込みであり、令和2年度末の完成に向け取り組んでいる。土成町への100%送水の時期については、早ければ令和8年度と想定しているということでございました。

そこで、1年が経過した現在の進捗状況の説明をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 木村議員の一般質問の2問目、水道施設、土成連絡送水管布設工事についての1点目、進捗状況と今後の計画はについて答弁をさせていただきます。

阿波市では、全国的な課題でもある水道施設の老朽化の対策として、平成28年度に上水道基本計画を策定し、施設の更新及び再編に取り組んでいます。

この上水道基本計画では、合併前に整備されていた旧町ごとの4水源、4給水区域体系を、3水源、3給水区域体系に統合するため、阿波町に新たに小倉高区配水池を築造し、市場町の大俣低区配水池と連結することで大俣地区を阿波町水源の給水エリアとし、市場町水源は大俣地区を除く市場町に加え、新たに土成町を給水エリアとします。

一方、小倉高区配水池等、上水道基本計画で定めた施設が完成することにより、不要となる阿波町の長峰配水池を含め3配水池と、北岡ポンプ場を含め4ポンプ場及び土成町の郡水源地は廃止します。

ご質問の土成連絡送水管は、市役所庁舎北側に新設した市場高区配水池と土成町の土成低区配水池を連結するための管路で、上水道基本計画における基幹事業の一つです。

土成連絡送水管の昨年度末での進捗率は約92%で、これまで約6億円の事業を実施

し、本年度末の完成を目指し鋭意取り組んでいるところですが、県工事の進捗状況の関係で工事に着手できない箇所があるため、県と協議を重ね、3月8日から工事に着手できる方向で調整を行っており、年度内の工事完了が不確定な状況ではございますが、現時点では土成連絡送水管の一刻も早い完成を目指しております。

また、現在の市場町水源から、新たに土成町へ送水するために必要となる小倉高区配水池の築造と、同配水池と大俣低区配水池を結ぶ阿讃山麓線の大俣連絡送水管の布設にも着手しており、今後市場町の水源の改良と市場高区配水池の増設にも取り組む予定です。

土成町への100%送水の時期につきましては、県や建設課の道路事業等との調整も必要となりますが、早ければ令和8年度の送水開始を想定しています。

このように、阿波市では持続可能な上水道事業の構築と基盤強化を行い、今後とも市民の皆様へ、安全で安心な水道水の供給ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 水道部長の説明では、今年度末の完成を目指しているが、県工事の進捗状況の関係で工事に着手できない箇所があり、年度内の工事完了が不確定な状況であるが、一刻も早い完成を目指している、そのような答弁でございました。

再問として、土成町へ100%送水するには市場高区配水池の増設が必要になるわけで、早ければ令和8年度との説明ですが、先般合併特例債の期限も延長になったことから、有利な財源を活用して、前倒しで事業を行うことも可能だと思いますが、水道部長、いかがでしょうか。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 木村議員の再問、土成町への100%送水の時期ができるだけ早いように、予算を獲得して前倒しできないかについて答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の合併特例債は、合併市町村に対する国の財政支援措置の一つで、上水道事業については、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う建設改良事業のうち、合併に伴い発生する増嵩経費の一部について、一般会計が出資を行う際に、その財源として借り入れる合併特例債の元利償還金の70%が普通交付税措置されるという、大変有利な財源です。

一般会計では、これまで合併特例債を活用し、上水道事業へ6億円余りを出資し、この

元利償還金については一般会計が支払っております。上水道事業では、その出資金を資本的支出に対する収入として活用してまいりました。

この合併特例債の活用期限はこれまで2度延長され、現在は令和7年度を期限とする予定です。このことから、上水道事業では、市の他の事業との関係もありますので、できるだけこの制度が活用できるよう事業を推進してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 水道部長からは、土成町へ100%の送水については市のほかの事業との関係もあるが、可能な限りこの制度が活用できるよう事業を推進していくとの前向きな答弁だったと思います。

限られた財政状況ではございますが、市民の方に安定した良質な飲料水が供給できるように、水道部のなお一層のご努力をお願いいたしたいと思います。

ここで、少し過去の断水について振り返ってみたいと思います。

平成28年1月の大寒波による大規模断水についての件でございますが、平成28年1月23日土曜日から同25日月曜日の寒波により、各家庭等の水道管の破裂等が相次ぎ、土成町の配水池で通常をはるかに超える配水量になり、断水を未然に防ぐため、配水調整等を行いました。26日火曜日10時頃から土成町で大規模な断水となりました。

水道課職員はライフラインを守るために、昼夜を問わず施設の監視をしながら対策を行いました。また、市役所職員や水道料金お客様センター、検針員などの協力の下、空き家を中心に各戸を訪問し、漏水の確認などを行いました。災害時の応援協定を締結している阿波市上下水道指定店組合と徳島市などから給水タンクを借受け、土成支所等、4か所を選定し、給水袋などによる臨時給水を行いました。この際に、水が必要な企業の応急給水や畜産業者には北岸用水からの保水をお願いしました。断水の解消は、27日水曜日午後9時頃となりました。

このときも、土成支所の前の建物があつたときなんです、北側の駐車場において、土成の出身の職員の方をはじめ、もう相当な人数が出動いたしまして、市民の皆さん方が水をくみに来る、そのお手伝いをしたというようなことがございました。

令和3年1月8日、先般1月の初めなんです、1月8日金曜日から1月10日日曜日のこれも寒波、大雪によりまして、前回同様に各家庭等の水道管の破裂等が相次ぎ、各町の配水量が通常を超える量となり、市場町、大俣配水区域、阿波町山麓配水区域、土成町

配水区域で供給量を配水量が超えることとなり、阿波市上下水道指定店組合、水道料金お客様センター職員、教育部、建設部など、それぞれが役割分担をし、施設の点検、操作や、空き家、大口需要家などを中心に漏水調査を実施し、適切にスピード感を持って対応を行ったことにより、被害を最小限に食い止めることができました。

今回、スピード感を持って行動ができ、ほぼ断水が回避できたのは、やはり平成28年、前回の不足した給水タンクを追加購入していたことや、指定店組合、水道料金お客様センター、市役所の危機管理課、建設など、部、課等を超えた協力はもとより、市民の皆様へ広報で凍結による漏水の注意喚起、近隣の施設に節水をお願いするなど、前回の経験も生かした行動が取れたことにより、最小限に抑えることができたと同感です。このように、前回の教訓を生かした今回のスピード感を持った水道部の対応でございました。

私は、この水道部の対応というのは、市民の方に安定した飲料水の供給をという観点から、非常に高く評価をいたしております。今後とも、安定で安心な飲料水が市民の方に供給できるよう、なお一層の取組をお願いしたいと思います。

次に、3点目の公有財産についてでございますが、北二条住宅跡地の利用についてでございますが、先般阿波市21年度の当初予算の発表があり、その中に定住対策促進事業に1,700万円の予算が計上されているわけでございますが、もう少し詳細なる説明をお願いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 木村議員の一般質問3問目、公有財産の利用についての質問で、旧北二条住宅跡地の整備についてということで答弁させていただきます。

公有財産の有効利用の施策の一つとして、定住対策促進事業を実施しておりますが、この事業は未利用の市有地を有効活用し、誘致企業で勤務する方やU I Jターン者、新婚世帯や子育て世帯など、移住・定住の促進を図るため、優良な住宅用地を提供するものであります。

来年度の取組として、旧北二条住宅跡地にて整備を行い、現在の北二条団地のある北側の未利用市有地で、約1,850平方メートルの整備を行うこととしております。

具体的な整備内容としては、各区分へアクセスする道路や排水路の整備を行い、現に分譲されている民間の分譲地面積などを参考に、1区分200から300平方メートルとして、5区分を整備することとしております。

販売方法や販売金額などは、令和3年度において検討を進めることとしており、本事業

の実施により、誘致企業の支援、移住・定住の促進、市有財産の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 部長の答弁では、現在の北二条団地の北側の未利用市有地の約1,850平米で、1区画200から300平方メートルとし、5区画を整備する予定である、販売方法や販売金額などは令和3年度に検討するとの答弁でした。

このような計画は阿波市になってから初めてだと思えます。人口減少していく中において、よい施策であることは間違いございません。むしろ、もっと早くから導入すべきことだったと思えます。

昨日の阿波みらいの代表質問の中にもありました、子育てをするなら阿波市というようなキャッチフレーズがあるように、こういう住宅を建設して、若い世代、子育て支援の世代の方に買っていただいて、そこで生活をしていただく、このようなことだと思えます。

そこで、再問として、市内全体で未利用の市有地はないか、このような分譲できるスペースが、そういうふうなスペースがほかのところにあるかないか。

それと2点目に、分譲するときの附帯条件、また購入条件はどのように設定するお考えなのかについての答弁を求めます。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 木村議員の一般質問3問目、公有財産の利用についての再問で、市内全体で未利用地の市有地はないか、また分譲するときの附帯条件、購入条件はどのように設定するお考えなのかについて、順次答弁をさせていただきます。

現在、未利用の市有地につきましては、そのリストを整理し、誘致企業の支援や移住・定住の促進など、優良な住宅用地を提供する定住対策促進事業に利用できないか、候補地としての調査を進めているところでございます。

次に、住宅用地として分譲するときの附帯条件、購入条件の設定につきましては、現在のところ検討段階ではございますが、本市に定住を希望する方、店舗や倉庫だけでなく、設定した期間内にリビング、トイレ、風呂、台所などの生活機能を備えた住居を新築することなどの条件を考えております。

また、市有地を分譲地として有効活用することで、誘致企業に勤める方のほか、UIJターン者、新婚世帯、子育て世帯などの移住・定住の促進を図るため、補助金制度の創設

も検討しております。

本市といたしましては、人口減少問題の克服と持続可能なまちづくりを達成するため、来年度整備する旧北二条住宅跡地を定住対促進のモデルケースとして、次なる事業化に向け、スピード感を持って検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 部長から答弁をいただきましたが、未利用の市有地については候補地の調査を進めている段階である、また分譲するときの附帯条件、購入条件については、本市に定住する方、生活環境を備えた住居を新築することなどを条件に考えている、北二条住宅跡地を定住対策促進のモデルケースとして検討していきたいということでしたが。先ほども申し上げましたが、施策としては非常によい、素晴らしいアイデアだと思います。人口減対策の一助になります。しかしながら、まだまだ初期の計画段階だと思いますので、検討を重ね、しっかりとしたガイドラインを宅地分譲実施要綱を策定することによって、よりよいモデルになるよう期待をしています。

公有地ということで、項目を私も出させていただいておりますので、ほかの公有地もちょっと考えてみますと、土成町では阿北消防署の跡地があります。約1,000平米ぐらいがあるんです。ですが、そこは価格が非常に高く、何年たってもオファーがない、売れないというのが現状です。もう少し考えを柔軟に持って、売れなければ値段を下げるとか、いろいろなことが考えられるわけですが、いつまでたっても値段が高いもので売れない、これはやはり民間だったらそういうことはしません。売れる範囲まで下げて売りますが、行政上それができないとは分かっていますが、そこは考えをもう少し柔軟に。市長、置いといても草が生えるだけです。少しでも自主財源確保に向かって、そういうようなことも考えるべきだと思います。

それと、この北二条住宅というのは、もう築五十数年ありますよね、部長。かなり老朽化がして、そしてまた地震等々にもかなり危険な住宅だと。今、入居をされている方がおりますので強制退去ということではできませんが、そこはまた入居者と話をして、古い住宅を解体すれば、また広大なスペースが生まれてくるということになるかと思っておりますので、そこは柔軟にまた執行部の方、お願いをいたしたいと思っております。

それでは、4点目の人口減少対策の取組についてであります。この問題は阿波市だけでなく、全国的な減少でございます。本市も市長を先頭に、我々議会も、あの手この手

と知恵を絞っていますが、これだというのが見つかりにくいのが現状でございます。しかしながら、いろいろな施策を積み重ねた結果で現在があると思います。

私も、何度となく議会で申し上げておるんですが、町の発展は人口増加で、人口増につながるのは、やはり雇用の場の確保です。それには根本的な企業誘致を積極的に進めなければなりません。これまでも何社かの企業誘致の実績がございますが、さらなる取組が求められます。

そこで、人口減少対策の取組についての答弁を求めます。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 木村議員の一般質問4問目、人口減少対策の取組について答弁をさせていただきます。

平成27年度から令和元年度までを計画期間に、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりを目的に、第1次阿波市総合戦略を策定し、転入、転出者数の均衡や出生数の増加などを数値目標に取組を進めてまいりました。

転入、転出者数の均衡については、特産品や観光資源、ふるさと納税制度などの活用による情報発信の強化や、徳島県と連携した移住相談体制の構築などにより、移住相談件数は増加傾向で推移し、5年間で約70人が移住希望者の相談支援などを行う阿波市移住交流支援センターを利用して本市に移住していることから、着実に取組の成果が現れてきていると考えております。一方、全国的な東京圏への人口一極集中への傾向が続き、本市においても計画期間中の転出超過が続く状況となりました。

出生数の増加につきましては、平成27年度は第1次阿波市総合戦略の数値目標である225人を達成しているものの、平成28年度以降は達成に至っておらず、全国の出生数でも、平成28年から4年連続で減少し、令和元年には約86.5万人と調査開始以来初めて90万人を下回る結果となりました。

令和元年に行った地方創生に関するアンケートでは、780人の市民の皆様から回答をいただき、人口減少対策などに特に有効と思われた施策についてお聞きしたところ、18歳までの医療費無償化で66.7%、第2子以降の保育料無償化で52.8%、民間事業者を含む認定こども園の整備で41.9%、子育て、教育分野で高い評価をいただいております。

また、今年度、厚生労働省から発表された、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率は、本市で1.44と平成25年度公表時の1.4と比べて改善

が見られる状況であることから、今後の出生数の増加につながるものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、今年度より取り組んでいる第2次阿波市総合戦略においても、引き続き定住・移住施策や子育て世代の支援などに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 答弁をいただきましたが、令和元年に行った地方創生に関するアンケートでは、18歳までの医療費無償化、第2子以降の保育料無償化、認定こども園の整備などがアンケート調査では高い評価をいただいたと、また合計特殊出生率は、やや改善が見られたとの答弁でした。

第2子以降の保育料無償化は、現在は担当部に聞きますと、ゼロから2歳は有償で、3歳、4歳、5歳は無償化という制度でございますが、やはり少子化、人口増につなげるには思い切った施策が必要かと思えます。予算の要る話ではございますが、思い切って全ての子どもを無償にというのも選択肢の一つかなとは思えます。それには多額の予算が必要になるかと思えますが、何か思い切った施策を打ち出さなければ、なかなか人口増につながるの難しいんじゃないかと思えます。ただ、全部の子どもたちの保育料を無償にすると、それが果たして人口増につながるかというのそれは分かりませんが、やはり打てる手は打つべきだと思います。

先ほど、藤本議員の質問の中にもありましたが、将来の子どもの数というのは非常に少ない、複式学級も想定されるかのような人数でございます。やはり若い世代に住んでいただいて、子育てをしてもらわなければ増えないと思えます。

今、若い保護者の方が一番心配してというか、子どもの数が出生率が低いというのは、やはり子育て、教育にお金がかかり過ぎるといのがもう保護者の方の一番の言い分です。だから、子どもを3人も4人も持たれないと。1人、2人で、もう教育にお金がかかり過ぎてというのが若い世代の方の、それもアンケート調査で出てると思えます。子育て、教育に非常にお金がかかるというのは、もうこれ日本の事情でございまして、致し方ないわけでございますが。

和歌山県のみなべ町という南高梅の梅の特産地があるんです。あそこは、これといったものはございません。もう7割ぐらいが山岳で、そこには江戸時代から梅を植樹して、そしてそれを南高梅を全国に広めていったということで、1戸当たりの農家の所得も物すごく

いんですね。ですので、出生率もかなり高いと思います。当時、もう20年も前のお話ですが、今は合併して、何とか合併してみなべ町になっとなのですが、当時梅が売れなくて、それで町長が東京へ10日間ぐらいもう泊まり込みでそれを宣伝に行ったというような、そういうお話も聞いております。そこと阿波市とは事情が違いますが、とにかく子育て、教育にお金がかかり過ぎるといのはやはり出生率の低下の原因にもなるかと思えます。

また、年度内に1園の認定こども園が完成しますと、幼保連携型認定こども園が、市内全ての小学校において利用できることとなります。担当部においては、さらなるお取組に大きく期待をいたしております。

最後に、再問として、市長にお聞きします。

人口減少対策の取組について、担当課からは答弁いただいたのですが、市長としてはどのようにお考えでしょうか。今議会においても、そのような答弁もされておりますが、また違った視線でお答えいただければと思います。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 木村議員の一般質問4問目、人口減少対策の取組についての再問、人口減少対策の取組についてを答弁させていただきます。

第1次阿波市総合戦略において、企業誘致の実現や民間移管を含む認定こども園の整備や、（仮称）阿波スマートインターチェンジの事業着手など、人口減少対策の取組を行ってまいりました。

地方創生の取組は、本市における重要な課題であることから、第2次阿波市総合戦略におきましても、引き続き人口減少問題を克服し、持続可能な阿波市の構築を推進していく必要があると考えております。

今後におきましても、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱を中心に、地方創生のための施策を推進し、市民サービスの安定と財政の健全性を両立し、バランスの取れた行財政運営を実行してまいります。

さらに、喫緊の課題でございますワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症終息対策をしっかりと進めながら、10年先、15年先を見据え、真に必要な施策を集中と選択を持って取り組み、持続可能な阿波市を構築してまいりたいと考えております。今後とも、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 市長からは、人口減少対策の取組についてのお考えを述べていただきました。安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくり、3本の柱を中心に、10年先、15年先を見据え、集中と選択を持って持続可能なまちづくりを構築していきたい、そういう答弁でございました。

本市も、合併後、4月で16年目を迎えるわけですが、歴代市長もまちづくりに取組をされてきました。その中でも、大きく取り上げてこられたのが少子・高齢化問題でございました。自然減による人口減少、どこの自治体も同じ状況ですが、藤井市長もこの問題に積極的な取組をされてきました。4年間の任期も少なくなってきましたが、全力で任期を全うしていただきたいと、そのように思っております。

以上で通告してありました質問は全て終わりました。最後に何人かの議員もおっしゃいましたが、今年度で退職されます野崎企画総務部長、それに阿部教育部長、妹尾健康福祉部長、藤川会計管理者、そして議会からは笠井議会事務局議事総務課長の方には、退職されましても、健康には十分留意されまして、私たちにも高所大所からご指導、ご助言いただきますようお願いを申し上げます。長い間ご苦労さまでございました。

以上、16番木村松雄、一般質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで16番木村松雄君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後2時58分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

7番中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 議席番号7番中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

質問をする前に、議員として3年目が終わろうとしているんですが、非常にふだん、普通にやっていたことがあまり分からなかったんですけども、私の家の近くの道路が最近はずごくきれいになりまして、非常にお世話になつとるということを感じるように、感じれるようになりました。その前は当たり前のように思っていたこともありまして、それからいつときは、道路に空いている穴を見つけては建設課に言いに行つて、現業職員を動かして、その現業職員から、やっぱり中野議員に使われるつていう言葉を言われたこ

ともありましたけども。せんだって、ある方から、うちの家の前の道路と、それから水路がないから水がたまってしゃあないと、直してほしいということをおっしゃって、すぐに同意書と要望書をその地域の自治会長さんの家へ持って行きました。そしたら、何と、その自治会長さんは一晩でその道路周辺の六、七軒の家から同意書をいただき、同意の判をいただき、それで次の日に建設課へ持っていったら、もうその次の日には建設課から連絡があったと、その速さにびっくりしましたし、非常にありがたいなということを感じました。

ふだん、ちょっとあまり言えないんですけども、当たり前のようにしていただけることにすごく感謝しております。ありがとうございます。

それでは、質問に移ります。

1 番目に、新型コロナウイルス感染症対応について質問をします。

新型コロナウイルス感染が始まってから1年以上が経過しました。ようやくワクチンが開発され、安全性とかに不安はありますが、コロナ終息に国民の期待がかかっています。しかし、コロナに感染した人の後遺症が結構きつという報告もあります。これ以上、コロナ感染で亡くなったりする人が出ないように望んでいます。

阿波市も、補正予算の国庫支出金で衛生費として6,390万円を予算化し、新型コロナウイルスワクチン接種事業に取り組むことになりました。実際、取り組むとなると体制の整備や作業スケジュールを作成する必要もあり、大変な事業だと思います。

そして、実際の接種事業で、どういうことにどれだけの費用がかかるか、詳しく説明を求めます。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 中野議員の一般質問1問目、新型コロナウイルス感染症対応についての1点目、ワクチン接種の予算についてのご質問にご答弁を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る予算につきましては、今議会定例会開会日におきまして、議員各位にご賛同を賜り、議決をいただいたところでございます。

今回のワクチン接種に関する予算につきましては、補正予算額6,390万円であり、全額国の補助金等で措置をされ、その内容といたしましては、主に接種体制の構築に要する費用として、具体的にはシステム改修費、接種券に係る作成、印刷、郵送費、相談、予約を行うコールセンターの設置費、接種に係る医薬材料費、接種会場でのワクチンなどの

保管用冷蔵庫購入費、ワクチン配送費などとなっております。

今後の国の動向を注視しつつ、早期の接種体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

ワクチンが一番効果的なのかもしれませんが、感染発生から1年以上、これだけ広がったのは、PCR検査等、効果的な対策に一切補助を出さないばかりか、GoToトラベルのような逆行する政策を出すなど、国の無為無策とやる気のない姿勢が原因です。

昨年4月の第1波のときにしっかり押さえ込んでいれば、感染者がここまで増えていなかったでしょう。亡くなった方や後遺症で苦しむ人々を生み、医療、保健体制を弱体化させたのも、まさに政府の責任です。

私の近所にも都会で看護師をしていて、もう疲れ果てて里帰りした人を何人か見えています。まさに、そのとおりです。それを念頭に置いて、今回接種に当たり、実際14項目以上にもわたっていることが分かりました。きめ細かさが要求される市初めての事業で、計画面で変更されることもあると思ったら、予想どおり後ろにずれ込む形で計画の見直しとなりました。このように、見込みで進む接種事業がしばらく続き大変だとは思いますが、万全な体制の整備をして、事業が問題なく進められることをお願いいたします。

その次の質問に参ります。

社会福祉について。

生活保護のことなんですが、日本の生活保護は権利になっていないと言われていています。貧困率は高いのに、利用できている人の割合が少ないと指摘されています。この生活保護制度は、日本国憲法第25条の生存権保障を具体化した貴重な制度です。コロナ禍で貧困が拡大し、生活が困窮し、路上生活者やホームレスの増加、経済苦からの女性の割合が増えた自殺を防ぐためにも、今自治体からの制度の周知が求められています。

例えば、長野県が作成した生活保護の説明には、生活保護に対するある種の偏見や誤った認識などにより、相談や申請をちゅうちょしてしまう場合があると指摘されています。生活保護は、国民の権利を保障する全ての方の制度ですので、ためらわずにご相談くださいと記されています。そして、この取組を6月の参議院決算委員会で当時の安倍首相に質問すると、文化的な生活を送る権利があるので、ためらわずに生活保護を申請してほしい

い、我々も様々な機関を活用して、国民に働きかけていきたいという貴重な答弁を引き出しました。前首相も推奨する制度です。

では、阿波市では、どのように申請していったらよろしいのでしょうか、説明を求めます。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 中野議員の一般質問2問目、社会福祉についての1点目、生活保護申請から受給までの流れについてのご質問にご答弁をさせていただきます。

生活保護制度は、資産や能力など、全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としております。

相談、申請の窓口は、阿波市福祉事務所としての阿波市役所社会福祉課ですが、必要に応じて、生活保護担当職員が相談、申請者の自宅や入所先、入院先等を訪問いたします。

申請者の保護申請の意思が確認できた場合には、世帯単位で申請を受理し、その後、生活保護制度の仕組みや社会保障制度などの活用について説明を行い、世帯の収入や資産、扶養義務者等の各種調査を行います。調査の結果、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に生活保護が適用されます。

生活保護受給につきましては、特別な理由がない限り、2週間以内に保護の可否を福祉事務所長が決定をいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

これから、この生活保護の制度を利用してもらうために、私自身、国に対して、健康で文化的な最低限度の生活、生存権の保障という観点から、改善すべきだと思うことが幾つかありますので、言わせていただきます。

1つ目は、厳しい資産条件です。生活保護が始まる時の貯金は認めない、自動車は原則として保有や使用を認めない、地域によって事情があるということをもうちょっと考慮してほしいと思います。

2番目に、扶養義務が3親等内の親族までが対象と非常に広い。現代国家であれば、税金や社会保険料で困窮者への施策を国の責任で行うのが当然です。また、申請のとき、生

活保護制度をあれするというよりも、家族、親族相互の扶養を優先させています。これも、ちょっと前近代的だという専門家の意見もあります。それから、最近では家族関係が希薄になっているのに、実態に合わない扶養照会というのがあります。

それから3番目に、阿波市のほうはやってないんですけども、水際作戦と言われる自治体の違法、不適切な運用というか対応もあります。

そして4番目に、先日、23日の火曜日の新聞に大きく取り上げられましたが、生活保護基準の引下げ。国は2013年から15年にかけて、生活扶助基準引下げ、住宅扶助基準引下げ、冬季加算の削減という、そういう引下げをやりました。それに対して、生活保護受給者の方が裁判を起こし、そして大阪地裁（新聞を示す）でその訴えが認められ、生活保護の削減を取り消し、大阪地裁は裁量権を逸脱し違法という判定を下します。

このように、国は生活保護基準の引下げをやってきて、さらにはこれで。ですから、元はもっと生活保護費があったはずなんですけど、今はそんだけ引下げられております。

その上で、2番目として、生活保護は恥という意識や、何年か前に問題になりましたが、関西の芸能人の母親が生活保護を受けることに対して、国会議員がバッシングをしたという、そういう社会的バッシングの問題も結構あります。など、課題は山積みです。制度があっても利用されず、貧富の差が広がり、生活困窮者が増える実態があります。これほどまでに生活が困窮しているのであれば、生活保護の利用も十分に可能なのですが、国民には自己責任論という考え方が結構浸透していて、生活できないのは自分の責任、自分で何とかしなきゃならないと思込まされている部分もあります。仕事がないのは本人の責任ではなく、明らかに政治の責任です。

また、最近話題になっている扶養照会について、我が党の議員が参議院予算委員会で、生活保護法に扶養照会をしなければならないと書いてあるのかという質問に、田村厚生労働大臣は、扶養照会は義務でないと明言しました。知られたくない、田舎だから親戚にも知られてしまうという申請者が扶養照会をしてほしくない、言ってほしくないという、そういう要望の声は今全国であります。

阿波市では、昨日の川人議員の質問に、申請はそこそこあるし、生活保護世帯は380世帯から398世帯と若干増えているが、コロナの影響ではないケースがほとんどという答弁を聞きましてちょっと安心いたしました。引き続き、阿波市の場合、柔軟な対応で生活保護制度がセーフティーネットの役割を果たせるよう尽力してください。お願いします。

それでは、次の質問に行きます。

3番目に、粗大ごみの処理行政について質問します。

今年の1月に自分の家の近くで議会広報を配っていると、ある市民の方から、阿波市は粗大ごみの回収のときは50円のシールを貼るが、吉野川市は無料だと聞きましたが本当ですか。もしそうなら、阿波市も無料にならないのですかと聞かれました。私自身もあまりよく知らなかったなので、調べてみますと返事をしました。環境衛生課で、その資料をもらってみると、確かに吉野川市では粗大ごみを数十種類の品目に細かく分けた一覧表がありました。自己搬入する場合は、処理券なるものには書き込む必要がありますが、確かに無料でした。

そこで、1番目の質問として、吉野川市の粗大ごみ処理券方式を阿波市民の便益の観点から採用する意思はないのでしょうか。

2番目に、現在行われている粗大ごみの処理工程の実態について説明を求めます。また、新ごみ処理施設における粗大ごみの在り方はいかなるものか、答弁ください。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野厚志議員の一般質問の3問目、粗大ごみの処理行政について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の吉野川市の粗大ごみ処理方式（無料）を阿波市民の便益性の観点から採用する意思はないのかについてでございます。

本市では、粗大ごみを家庭から排出する場合、粗大ごみシールを1枚50円で購入をしていただき、粗大ごみに貼っていただくようお願いをしております。家庭系ごみなどの減量方法の一つの手段である有料化は、排出するごみの量に応じて手数料を負担することにより、費用負担の公平性を確保することができます。

また、市民一人一人の方に環境に対する意識をお持ちいただくことが、ごみ排出抑制や資源再生利用の推進につながるものであり、現在のところ本市の粗大ごみ処理方式については、変更は行わないよう考えております。

2点目の現在行われている粗大ごみの処理工程の実態について説明を求め、また新ごみ処理施設における粗大ごみの処理の在り方はいかなるものかについてでございますが、現在本市で回収した粗大ごみについては、2市2町で構成する中央広域環境施設組合で処理を行っております。

構成市町から搬入される粗大ごみは、中央広域環境センターにて破砕、切断処理を行

い、磁器選別機にて鉄類を除去した後、施設のごみピットへ投入され、焼却処理を行っております。

現在計画中的新ごみ処理施設における粗大ごみの処理につきましては、本市、板野町、上板町での3市町検討会において、しっかりと協議を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

1点目の処理の無料化についての答弁ですが、理由として、費用負担の公平性の確保と環境に対する意識を持ってもらうために処理方式の変更はしないということですが、費用負担の公平性の確保という考え方に反論させてもらうと、どの視点から見た公平性なのかと問いかけたいです。

例えば、私は現在行われている10%の消費税を考えたとき、それが公平な税金だとは思ったことがありません。収入の少ない人の負担を減らすという視点からだったら、無料にするのが市民目線の公平性があるのではないのでしょうか。

次に、環境に対する意識を持ってもらうのですが、環境をよくしていくためには、汚さない、自然のバランスを崩さない、循環型社会の形成、温暖化対策など、環境に対する多様な考え方ができます。しかし、一部の市民は自分の生活と環境をつなげて、考え、生活しているのでしょうか。自分さえよければと、自己中心的な行動が目立ちます。それはポイ捨てです。特に、自動車に乗っている人、たばこを吸う人が目立ちます。地球をごみ箱にしないでと叫びたいぐらいです。

2点目の粗大ごみの処理工程の実態についてですが、今回は粗大ごみで質問しましたが、今まで何回も中央広域環境施設組合について質問してきました。もっと質問してほしいという声があります、なぜでしょう。

中央広域環境センター周辺、1.5キロメートル以内に住んでいる市民の方々には、裏切られてきたという行政に対する不信感があると思います。私たちは、市民の声として質問をしているわけですから、同じ質問を何回もします。しかし、それに対して、これは個人として尊重、言論、表現の自由、そういう観点から、理事者の方々は必ず答えてほしいと思っております。そして、そういう人々の不信感を持っている市民の皆さんに本当に納得できる回答をしていただいて、市民の不信感を払拭し、信頼感を持ってもらえるようにすることが非常に大切だということを訴えまして、それをお願いして、私の質問を終わり

ます。

○議長（松村幸治君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 2号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について

日程第 3 議案第 3号 令和2年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第 4号 令和2年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 5 議案第 5号 令和3年度阿波市一般会計予算について

日程第 6 議案第 6号 令和3年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 7 議案第 7号 令和3年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 8号 令和3年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 9号 令和3年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第10 議案第10号 令和3年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第11号 令和3年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第12号 令和3年度阿波市水道事業会計予算について

日程第13 議案第13号 阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第14 議案第14号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 阿波市介護保険条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18 議案第18号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第19号 阿波市立幼保連携型大俣認定こども園の開園等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 阿波市農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 阿波市公民館条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 市場中央第 1 集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 4 0 号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 4 1 号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 4 2 号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 4 3 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 4 4 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 4 5 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 4 6 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について

- 日程第 4 7 議案第 4 7 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定
について
- 日程第 4 8 議案第 4 8 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 4 9 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議案第 5 0 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議案第 5 1 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 5 2 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 3 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 4 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 5 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 5 6 議案第 5 6 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定に
ついて
- 日程第 5 7 議案第 5 7 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 5 8 議案第 5 8 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定に
ついて
- 日程第 5 9 議案第 5 9 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 0 議案第 6 0 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 1 議案第 6 1 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 6 2 議案第 6 2 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 6 3 議案第 6 3 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について
- 日程第 6 4 議案第 6 4 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 6 5 議案第 6 5 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 6 6 議案第 6 6 号 阿北環境整備組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分
について

○議長（松村幸治君） 次に、日程第 2、議案第 2 号令和 2 年度阿波市一般会計補正予算
（第 1 0 号）についてから日程第 6 6、議案第 6 6 号阿北環境整備組合からの吉野川市の

脱退に伴う財産処分についてまでの計65件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第66号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第1回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時28分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、お手元に配付のとおり、議案第67号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第11号）について及び議案第68号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての議案2件が提出されました。

お諮りいたします。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2を直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

**追加日程第1 議案第67号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第11号）について**

**追加日程第2 議案第68号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（松村幸治君） 追加日程第1、議案第67号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第11号）について及び追加日程第2、議案第68号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての

計2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日追加提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

追加提案しております議案第67号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第11号）につきましては、追加補正予算額4億4,990万円でございます。

次に、議案第68号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

この後、議案内容の詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） それでは、議案第67号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第11号）について補足説明をさせていただきます。

令和2年度阿波市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,990万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260億3,920万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和3年2月26日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、令和2年度、国の3次補正予算により交付が決定された補助金、交付金がありましたので、追加提案するものでございます。

まず、4ページをお開けください。

第2表繰越明許費補正の追加につきましては、がんばる事業者応援する券事業や土成小学校校舎等大規模改修事業などを計上しております。

次に、第3表地方債補正であります。

地方債補正につきましては、補正前の限度額19億1,810万円から1億3,330万円を増額し、補正後の限度額総額は20億5,140万円としております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

初めに、歳入予算であります。

10ページ、11ページをお開きください。

初めに、16款2項国庫補助金2億2,309万6,000円の追加につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,016万4,000円や、学校施設環境改善交付金6,733万2,000円などであります。

次に、20款1項基金繰入金9,350万4,000円の追加につきましては、財政調整基金繰入金であります。

次に、23款1項市債1億3,330万円の追加につきましては、補正予算債であります。

次に、歳出について説明させていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

7款1項商工費2億470万円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域経済や住民生活を支援するため、がんばる事業者応援する券の2回目の発行を行うものです。

次に、10款1項教育総務費2億3,400万円の追加につきましては、学校施設環境改善交付金の内示を受け、土成小学校校舎大規模改修を行うもので、工事請負費2億2,963万円等を計上しております。

次に、10款2項小学校費800万円、3項中学校費320万円の追加につきましては、学校における感染症対策等のため、1校当たり80万円の事業費で消耗品、備品を購入するものです。

最後に、16ページをお開きください。

地方債の当該年度末現在高見込額につきましては、表の右下、209億2,517万4,000円となっております。

以上、議案第67号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきま

すようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第68号について補足説明をさせていただきます。

議案第68号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、令和3年2月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、3件の関係条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、第1条では、阿波市国民健康保険税条例の一部改正として、附則第14項第1号を。第2条では、阿波市国民健康保険条例の一部改正として、附則第5項を。第3条では、阿波市介護保険条例の一部改正として、附則第10項第1号を。それぞれの附則において、特措法の一部改正に準じ、新型コロナウイルス感染症の定義の改正を行います。

施行日は公布の日です。

以上で議案第68号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 以上で補足説明が終わりました。

これより追加日程第1、議案第67号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第11号）について及び追加日程第2、議案第68号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号及び議案第68号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月2日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、3月2日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

3日午前10時から総務常任委員会、4日午前10時から文教厚生常任委員会、5日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は3月10日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時11分 散会